

## 令和3年第1回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和3年3月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	7番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	伊 藤 博 臣
福祉子ども課長	花 村 定 行
健康介護課長	今 枝 貴 子
学校給食センター所長	松 本 好 春

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第2号）

令和3年3月16日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

今回は、4月からごみの出し方が変わっていくことから、ごみのテーマで、特に資源ごみを中心に質問事項とさせていただきました。

まずはごみの当番についてです。

近頃年配の方から、年々体が動けなくなってきた、夏の暑い日も嫌だけど、特に冬の寒さは身にしみる今日この頃、400世帯もある大きな町内なら1年に1回当番が回ってくるだけですが、30世帯ぐらいの小さな町内はすぐに当番が回ってくること、また目覚まし時計に頼りたくないから自分で起きようとする気になって眠りが浅くなり、朝の4時頃には目が覚めてしまうなど、切々と訴えられるお話をお聞きしました。このほかにも各町内会の独自のルールの中で、7時から8時前後の当番だけでなく、6時半からパッカー車の来る9時頃まで立たなくてはならないことや、回数も年3回回ってくるし、雨の日も傘を差しながら、またはかっぱを着て立つのは高齢者には年々大変になってきたとお話も聞きます。

このようなお話を聞く際には、私のほうからは、そもそも町からの依頼は7時から8時前後の当番で、9時までなんてお願いはしていない。ほかの町内では独自に簡略化しているところも多くありますよと提案するものの、町内で決まってしまう、何か言うのも嫌らしい、言う機会もないし、言っても変わらないなどの返答になります。また、私の町内の事例として、朝仕事がある人は役員さんにお話をし、仕事の時間に合わせて早めに帰られるなど、町内会によってはみんなで協力してやっていますよとお話をしたところでした。

このごみ当番は、思い出しますと平成17年6月に6町内のモデル町内会から始まり、新町、西宮、友楽、緑町、下門間、中野の6町内で、たまたま私の実家の中野町内会がこれに指定され、毎回参加した記憶があります。その後順次町内会の参加が増え、平成18年度中に全町内会で資源ごみ当番が始まったような記憶ですので、このシステムはかれこれ15年ぐらいになるわけですね。

このシステムは、ごみの分別を業者から住民の手で行うという当時の行財政改革の一つとして開始されました。当時はかなり役員さんも、そして役場の職員さんもこのシステムを構築するまでに毎回毎回そこに足を運び、大変御尽力されたという記憶があります。しかし、このコロナ禍において、生活様式の変革を求められてきています。リモートワークを推進する企業もあれば、リモートワークに向かない職種、職場も多く、多種多様になってまいりました。10月から家庭からのごみも有料化が始まります。町内の方には、既に多くの市町村で有料が当たり前になっていても笠松町は今まで無料回収され、ずっと恩恵を受けていたことを説明し、今後の有料化も意味があつてのことだと説明し、御理解と御協力をいただけるようにしなければならぬタイミングだと思えます。

今回、資源ごみについては、コロナ対応臨時交付金も活用し、下羽栗、笠松、松枝地区のそれぞれのプラ容器やペットボトル、缶、瓶など、9時から5時に好きな時間に出すことが可能となり、大変便利になると思えます。ただし、公民館などに出しに行くことが困難な方もおられるため、地元で資源ごみを出す方法を残す必要もあります。そうすると、従来の町内会ごみ当番システムがこの後も永遠に続くことも想定され、私はできれば今回の変革を機に、今までのシステムを変えていったほうがいいのではないかと考えております。

また、平成17年6月に始めたときは、いわゆる当番開始月から各町内にごみ分別回収推進交付金を3年間のみ交付し、分別の仕方や汚れの程度などを統一する意味も含め、町内会加入者に当番の参加を呼びかけていたと思えます。ということは、当番のめどは3年間の限定で始まったのではないかと推測されます。ところがどうでしょうか、今でも各町内会に毎年かなりの金額が交付され、分別推進交付金の存在は、ある意味大事なことなんですが、ごみ当番がなくなる原因になっているのではないのでしょうか。

最初にお話しした高齢者や仕事のある人の訴えのほかにも、以前配付された一般廃棄物処理基本計画を改めて読んでみると住民アンケートが実施されていて、そこにはごみ当番の負担感や中身を見られることの出しにくさの懸念、またごみ当番があることによって基準を超える必要以上に厳しい分別が行われ、その結果、資源ごみに出さず、生ごみとして出されやすい環境になっているという、せっかく住民と協力してやっている事業にもかかわらず、負担感と可燃ごみが増えるといった状況もあります。また、分別推進交付金は3年で終わるはずが、その後現在にわたって交付されているということは、町にとっては財政的に厳しいのではないかと懸念しております。

そこで、1つ目のお尋ねとして、粗大や不燃ごみなどの町内ステーションがなくなり、資源ごみは各地域で比較的自由的な時間に出せるようになっていくと、今までは自分も町内ステーションに出していたから当番には参加していた。でも、今後は町内ステーションには出さないから当番はやらないよという住民も出てくる懸念もあると思えます。そのため、各町内会の資源

ごみ当番制は今後どのような方向で行うことを検討しているのか、まずお答え願いたいと思います。

2点目に、そして財政上の検討として、3年間で終わるはずの分別推進交付金が今も続いているということを考えなくてはいけないと思います。平成18年度からの分別推進交付金の交付実績を教えてください。さらに、分別交付金が始まったときの説明では、住民の皆さんが頑張ってきてきれいに分別をしてくださると高く資源として売却できるので、売却代金を交付金に充てるという話でありました。併せて資源ごみ売却代金実績の推移をお尋ねします。

次に、もう一つ財政上の問題として、分別に係る経費の問題です。燃やすか、資源にするか、分かりやすい例として、プラスチック製容器包装でお尋ねします。

令和元年度の決算資料では、収集量は45トンでした。これを資源として処理する場合の運搬や分別経費は幾らになるかお尋ねします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（伏屋隆男君） 田島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

田島議員さんからの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

資源ごみの分別回収について、最初は各町内会の資源ごみの当番の今後の検討についてのお尋ねでございますが、町内会の資源集団回収につきましては、議員の言われるとおり、平成17年6月から6つのモデル町内会で実施していただき、順次ほかの町内会も実施していただくことにより、平成18年10月には全ての町内会が集団回収を実施していただくまでになりました。

この制度の始まりは、行財政改革の一つであり、住民協働により、可燃ごみの減量、資源再生率の向上、これにより廃棄物処理に要する経費を圧縮する考えにより実施してきたものであります。この制度を開始した当初は、当番編制によりステーションを管理し、今まであった集積ステーションを原則各町内会1つに集約することを条件に交付金をお支払いしてきましたが、全町内会が集団回収を実施していただいた翌年、平成19年度においては、資源ごみ分別回収等推進交付金交付要綱に規定していたこの2つの条件を削り、各町内会の事情において実施していただいていると認識しております。議員の言われるような当番に対する意見、要望等は私も承知しておりますが、その反面、排出時間を守らない、分別がなされていない物等々の不適切な排出もあり、これらには各町内会の御尽力により制度が維持できるものであります。

私も、これまで町内会の資源集団回収の現状や燃える大型ごみ、金物瓦礫類などのステーションの排出状況を見させていただきました。決められた排出時間を守らず、資源として利用できない汚れた状態で排出された物、瓶、缶、ペットボトルなどが分別されないまま排出された物、これらを当番の方々が資源に回る物、もしくはごみとして処分する物に選別し、ステーシ

ョンを管理する姿を拝見いたしました。また、金物や大型ごみの排出日には、大量に積み上げられたごみにより景観が損なわれるだけでなく、金属の持ち去り行為や他地域からの持込み、不適正排出などの対応に苦慮していることも十分承知しております。

このようなことから、当番の方々の負担を軽減することが優先すべきであると判断し、時間的な制約などがあり町内会の資源ごみ集積所に出せない方に対する対応として、いつでも資源ごみを排出することができる公共施設での資源回収を始めさせていただくものであります。また、各町内にある瓦礫、大型ごみの集積所をなくすことにより、不法投棄や持ち去り行為もなくすることができるとの思いもあり、有料化をはじめとするごみの収集方法を全般的に見直すものであります。御質問の今後の当番制の検討についてのお答えといたしましては、資源ごみの当番体制の考え、思いは町内会により様々であり、全町内会を統一的な体制にするのか、あるいは町内会それぞれが自主性を持つのかも含め、収集方法を変更した後、町内会長、廃棄物等減量推進委員、議員、行政が協議、検討する機会を持ちたいと考えております。

あとの分別回収等推進交付金、資源の売却代金、プラスチック製容器包装の経費については、担当部長より答弁させていただきます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、資源ごみ分別回収等推進交付金の実績について、まず御答弁させていただきます。

平成18年に資源ごみ分別回収等推進交付金の交付要綱を制定いたしまして、その年には251万4,000円を交付させていただきました。その翌年度の平成19年度には、世帯割の基準額を1世帯当たり360円から500円に引上げをしまして465万9,000円となっております。以降は世帯数の増加によりまして、平成20年度は473万4,000円、平成25年度は499万6,000円、平成30年度は522万8,000円、そして今年度、令和2年度につきましては530万6,000円となっております。

次に、資源ごみ売却代金についてでございます。

平成18年度は768万6,000円ございました。平成20年度までは700万円以上ございましたが、平成21年度には古紙等の値崩れから254万円となりました。その後、平成26年度までは200万円前後の推移としておりましたが、令和元年度につきましては122万2,000円という状況でございます。

最後に、令和元年度の家から排出されるプラスチック製容器包装の再資源化に要した経費ということでございます。

資源ステーションからの収集費用として1,510万7,000円、そして選別、梱包などの費用として209万9,000円などがございまして、合計で1,721万3,000円という状況でございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） まずもって、前向きな答弁をしていただきましてありがとうございます。

私も、これは平成18年、19年と今こういったシステムになって、古田町長さんも議員時代にストックヤード、7時から8時に出せない方のための代替としてストックヤードというのをどうかという質問もされて、私もして、長野議員とかもされていまして。それで、やっと古田町政になられてから、本当にこの3地域にコンテナをつけていただいて、自由に9時から5時の間に出せるというふうになるということは大変ありがたいと思っております。それは感謝の気持ちなんですけど、それとともに、やっぱり今ちょうどこういうふうに変っていくといううねりの中で、やっぱり今は高齢化社会じゃないですか、どんどん、今回予算にも高齢者の方の、要するに足の確保ということで、企画環境経済部で今度デマンドタクシーの実験していただけるということも、結局このごみの当番も、高齢化社会に対する対応ということで、今後10年、20年、団塊の世代の人たちがやっぱり60代のときにごみ当番はできたけど、今度70、80代になると、これは独居老人の方なんかはほかの方に頼めないというふうで、結構、いつまでこれをやられるんやねという要望が多いんですね。これはほかの議員さんも10年ぐらい前から見て、結局このごみの当番システムの高齢の方に対する対応として、この間勇退された船橋先生なんかも質問されていますが、この約15年間いろいろ検討するというふうに言われてきましたが、住民の負担軽減に向けて役場内部で検討や町内会との検討などはどのように設けられてきたのかということをちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

多くの議員さんからいろんな御質問もいただきまして、その後いろいろ検討させていただいております。

まず最初に、平成22年度につきまして、資源ごみの持込み場所、ストックヤードを設置するというようなことを町内会にまず提案をさせていただいております。その後、平成26年度には、プラスチック製容器包装のステーションでの点検とか積替え作業につきまして軽減ができないかということで、袋の外から目視で点検することだけにして当番の方の負担や人数を減らすことができないかということを町内会に提案をさせていただきました。しかし、持込み場所の設置につきましては、その当時、時期尚早ではないかという考えがありました。また、プラスチック製容器包装の点検方法についても、各町内会の判断に任せるべきではないかというようなことで、町内会連合会、当時ですけど、結論が出されて、現在に至っているという状況でございます。

その後の検討といたしましては、町内会への提案というのは行ってはおりませんが、平成28

年度に策定した一般廃棄物の処理基本計画に基づきまして排出方法の見直し等を検討してきました。そして、令和元年度にはタウンミーティングも開催をして町民の方の御意見をお聞きしたり、またその後、議員の皆様とも排出方法の見直しについて御協議をさせていただきまして、先ほど町長が申しましたように、資源ごみの排出機会を拡充するような拠点回収の開始であるとか、燃える大型ごみや金物瓦礫のステーションを廃止するというようなことにしていきたいということが検討結果というようなことで、流れを御説明させていただきました。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） 分かりました。

それで、いろいろ検討はされてきたということで、私もその当時の話は、要するに時間差がありましたよね、いろんな町内によって。6町内のモデル地区の人はもうある程度やっている、だんだん疲れが出てきた。でも、新たにやられる方はこれからだということで、なかなかかみ合わないというようなこともありましたし、前広江町長がストックヤードを造るというときも廃棄物推進委員さんの方から、今これからやり出そうというときにストックヤードを造ったら今までの当番制が崩れてしまうというような、そういった経緯も、ずうっと流れがあったということは私も知っていますし、分別推進交付金のほうもこうやって、町内の方が協力して下さるから、各町内会にそのお骨折りのお金を出していただきたいという要望をしたのも覚えているのであれなんですけど、今、こういうふうな時代になってきたときに、ちょっとそれは変えていくべきなんじゃないかなあと思うんです。

そこで、今までは資源ごみの売却金額というのが町に700万円ぐらい入ってきたわけじゃないですか。要するに古紙とかが売れたということですよ、古紙以外そんなに売れるものはないので。でも、今結局その古紙のお金を聞いたら120万円ぐらいですよ。そして、530万円を町内会の56町内に分配しているということで、この、要するに差額は町からの持ち出しというふうになるわけなんですけど、そういったことを、古田町長、今後どのように考えられています、この点。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今答弁させていただきましたように、費用対効果から見ますと、いわゆる資源として売却したものよりも町内会のほうへ出す交付金のほうが多いということで、マイナス、赤字でございます。一般的な経営上の判断からしますとこれは費用対効果は合わないということでなんですけど、一方で、私いろんな町内会の方からお話ししますと、もう既に交付金を町内会の一般財源として予算計上されているところが結構あって、いわゆる活動の中で、これはずうっと続けてきてしまった。これは一つ我々行政にも責任があるんですけど、中にありま

すので、例えばこれは今の段階で、これはもう費用対効果的にあれだし、赤字だからばさっと切るというわけにはなかなかいかない。いろいろ各町内会がそれによって事業ができなかったり、また新しく役員になられた方が大変御苦労されることも十分懸念されますので、こういった点も含めまして、一度町内会の役員の方や、あるいは議会の皆さん、そして行政、私どもが、3者が一堂に会して、これからこういった問題を、今の当番さんを含めてどうするかということ、腹を割って話す時期が来ているのではないかと。これまでは、どちらかといいますと、行政と町内会のところで個々の問題について話をし、その後議員の皆さんに報告して、また議員の皆さんが地域から持ち帰ったことで、非常に時間がかかる、あるいは手間がかかるやり方をしてきたために遅々として進まなかったということも、正直私も議員時代から見ていましたので、ちょうど4月、10月、大きく2段階に分けてごみの仕組みが変わります。ですから、その様子を見ながら、10月以降、できれば年度内にはそういった機会を持って、皆さんと意見を調整して、すぐには、1年、2年でぱっと変わることはできないかもしれませんが、段階的に、やっぱりこういった問題には真剣に取り組んでいきたいなというふうには思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） 私も、今、古田町長が言われたように、やっぱり各町内会もそれぞれの御事情があるので、そういった経費というのは、補助金もある程度出してあげてほしいとは思いますが、当番のことにこだわると、結局分別推進交付金があるから頑張ろうというか、そうすると当番は従来どおりやらなきゃいけないよというふうにやっぱり町内会長さんたちも、10人なら10人と組んでいるところを、また今度5人にしましょうよとか2名にしましょうよという、計画するのが結構懸念されるというか、だからなかなかずうっとこのままずるずるというふうに、ある一方では、こういったときに町内の方が集まってコミュニケーションになるからという意見もあるんです。また、年に1回か2回いろんな方と会えるという、そういった前向きな意見もあるとは思いますが、やっぱり高齢化に向けて、ちょっと大変だという意見もあるんで、いろんな町内会によって温度差があると思うんですが、ぜひ住民の負担を減らしていただいて、かつ各町内会の方が、活動しやすいようにということも、大変難しい選択なんですけど、よろしくをお願いします。

あと、今度はペットボトルとかのことなんですが、プラスチックというのが、1,500万円が松南さんに払って、そして200万円が内田商会、さいころ状に固めるということにお金がかかるということで、なかなか業者の方に値引き交渉というか、そういうこともなかなかしづらいというふうに聞いているんですが、今度、4月からコンテナになるじゃないですか、監視カメラは入れますよね。やっぱり汚れたりとか、人がいないということは、以前のようにきれいにしない人も出てくるかも分からないんですけど、その辺、その業者に払うお金というのは、ちょ

っと汚いからというふうで、ある程度どれぐらいかかるという経費とかというのは分かるんですか。ちょっとその辺、分かれば教えてほしいです。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

各公共施設3か所での拠点回収を実施しますが、その拠点回収の管理とかも内田商会さんにやっていただくことで予算を計上させていただいております。それで、今言われましたように、そこに汚いというか、汚れた物が置かれるとかというようなことでございますが、収集とか分別に対しましては、月額というか、費用が固定をしておりますので、そこは変更はございませんが、新たに3か所の管理につきまして、予算は増えていることとなります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） ありがとうございます。

これから4月、新たなシステムになってどういうふうになっていくか分からないということで、古田町長さん、ある程度ちょっと様子を見てから町内会長さん等々の、また私たち議員とかと話し合う場を設けていただけるとのことですので、それはそれで大変新たな一歩じゃないかなあと思います。

そして、私がこの質問を、こうやって数字を聞いているという質問をさせていただいたのは、やはり住民さんの負担が大変だということで、530万円町内会に払うお金と120万円入ってくるお金を、昔のように、どうせお金がかかるなら業者さんをお願いしたほうが早いんじゃないかなということで、そうしたら当番のシステムもなくなるしという提案でこの質問をさせていただきました。でも、急にぱっとは変わらないし、今まで15年間構築されてきたということなんであれなんですけど、町内会にお金を分別推進交付金で渡す分があるならば、業者さんに頼んだほうがプラマイゼロじゃないかなと思うんですけど、その辺についてだけどのように考えてみえますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かにお金の面からしますとぱっと見た感じそう見えますが、ただ一つ私の中で思いがあるのは、やっぱり環境に対する、分別ということで、皆さんにそういうふう意識してもらおうということには、やっぱりある程度皆さん方が環境問題に意識を持ってもらうには、何でもかんでも業者に渡す、そうすると懸念するのは、そういったのはプラスチックとか全て燃えるごみで全部一緒になってしまう。そうすると、リサイクルという、特に今SDGsということで笠中の生徒の皆さんも非常に力を入れている。そうした中、大人がただ業者にそのまま分別せずに出したほうが安いんじゃないかと、そういったことは目先のお金にとっ

てはいいかもしれませんが、長い目で見た環境保全という点においては、もう少しやはり意識を持ってもらうための機会にしたいということと、あと先ほど、最初の答弁にありましたように、小さな町内会と大きな町内会、これは非常に笠松の場合は差があります。一方では新しい住民の方が増えてきて、その中には町内会へ入っていただけない方もいらっしゃいます。そういったところで、ごみの分別に対して非常に意識の違いが出てきて、対応に苦慮しているというところもあります。もしかしたら、そういった町内会の中には今までどおり当番制を続けたいという意見もあるかもしれません。ですので、これはやはりもう一回皆さんと話をして、一つの考え方としては、全部が一緒なやり方をせず、各町内会の自主性、当番制についても任せるというのも一つの方法ではないかと思えます。

やはりこれは、町内会というのは自主組織であります。オール何とかも必要かもしれませんが、やはりその地域の実情とか、あるいは住民の皆さんの考え方をやっぱり尊重してやっていく、これも新しい行政ではないかと思えます。我々はそのためのサポートをしますし、さっき言いました交付金につきましても、どういうふうに分配していくか、やめるか、分配の方法を変えるか、そういったことも含めまして、これは抜本的な見直しの時期に来ていますので、またそれは議員の皆様から意見も頂戴しながら進めていきたいと思えます。ですので、今そこでどうするかというのはちょっとまだ決めるのはいささか早計ではないかと思っていますので、またいろいろとお話を進めていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） 大変よく分かりました。

いろんな町内会によって全然まちまちというのは分かりますので、前日も、尾関議員のところなんかの町内会は普通にきれいにやってみえるというふうにお聞きしておりますし、いつも円城寺の安田先生は毎回毎回出てみえて、もう大変ごみがすごくて、やっぱり当番の人がいないとどうしても崩れるという意見もありますので、これは56の町内会のやり方によって違うというのは町長さんも分かってみえて、本当に住民の人が負担なく、こういうリサイクルの意識を持ってやっていただければ、私としては特に何というわけではないんですけど、ただ今後こういった経費がかかっていくよということも、やっぱり住民の方にも知っていただかないと、瑞穂市は、本当に住民の方が自分でリサイクルするとトイレトペーパーなどに変換できるというようなことで、楽しく住民の方が分別なんかをやってみえるという話も聞いていますので、ぜひいろんなこと、アイデアを考えていただいて、住民の方が楽しく分別もできるようなふうにしていただければいいと思えますし、また経費のことも考えなきゃいけないというときに来ているので、よく考えていただいて、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 続けます。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

まず介護保険の第8期の計画について、そして2つ目には、学校給食の無料化について、3つ目には、地域猫について、以上3つをお願いいたします。

それでは、まず介護保険の第8期の計画についてですが、2000年4月から介護保険制度が実施されて21年目となります。3年ごとに介護保険事業計画を立て、運用されています。介護保険制度の以前につきましては、老人福祉として、財政負担は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、そして利用者の負担は所得に応じて介護を受けるときに納めるという形での町の福祉の仕事として行われていました。それが、この介護保険制度をつくるに当たっては、核家族化や高齢化が進む社会に向けて、8割の世帯の人たちが賛成という世論の中で介護保険制度が出発をいたしました。

その財政の問題では、国と県と町と、そして保険料で賄われるということで、町の仕事から離されてきました。まず保険料の徴収は、第1号被保険者として65歳以上の高齢者は、年金額1万5,000円以上の所得になる人は年金から自動天引きで、年金を頂くときには介護保険料が引き落とされた形で手元に額が決まってくると思っておりますが、そして年金が1万5,000円以上の人につきましてはそうして自動天引きですけれど、1万5,000円以下の人は町によって個別徴収をするということになっています。

もう一つは、第2号被保険者として40歳から64歳の方は、本人の保険料と合わせ、40歳以上の扶養家族分を健康保険料に上乘せされて徴収されます。雇用労働者は労使折半で、そして国民健康保険の加入者は国が半分負担をしています。また、生活保護世帯でも介護保険料は徴収されます。保険料は、第1号被保険者は3年ごとに見直しをされ、第2号被保険者は毎年保険料と合わせて考えられるようになっています。ですから、国が、介護保険制度が始まる前は必要な経費の半分を背負っていましたが、それが介護保険制度になって4分の1の負担です。そして、地方自治体も県と町村で全体の半分を負担していたものを、県で8分の1、市町村で8分の1、そして残りの分を保険料で賄う。こういう仕組みになって今日まで来ております。

そこで、3年ごとですが、保険料が回ごとに高くなってきておまして、第1号被保険者の65歳以上の保険料は所得階層で5段階で始まりましたけれども、現在、全国平均では7段階になっている。笠松町の場合は10段階の基準で考えられていますが、第1期のときは全国平均の一番真ん中のところですけど、それが2,911円でした。第2期目には3,293円、第3期目は4,090円、第4期目は4,160円、第5期は4,972円、第6期は5,514円、第7期は5,869円、第8期は恐らく6,000円以上になるという見通しだと言われていました。笠松町は、5段階から10段階に細かく分けて、負担を少しでも少なくしようという努力をされていますが、笠松町の第

7期は5,850円でした。平均よりは少し安かったと思います。それが、笠松町、要は第8期につきましても第7期と同額と説明を受けました。

笠松町の老人福祉計画、第8期介護保険事業計画の概要案が私どもの手元にこの議会で審議するよう提示されていますが、その提示におきましては、40から64歳の人口は8人ほど増えています。それで、令和3年度は815名の介護認定を受けて介護にお世話になる方の人数の予想が立てられています。そして、令和4年度は837人、そして3年目の令和5年度は855名です。そして、この間の中で要支援1・2、そして要介護1・2・3・4・5とありましたが、要支援1と2の部門は介護保険から外されました。そして、地域の皆さんと一緒に予防事業を行うわけですが、その中に組み込まれています。そうしてだんだんと介護保険の費用が、特に65歳以上につきましては、年金は年金で減らされながら、介護保険のほうは毎回上がっていくという中で、だんだん、介護保険料は年金から引き落とされますので支払わざるを得ませんが、利用料の支払いができなくなって、本来必要な介護を受けられない状況、いわゆる介護の、私たちの願うのとだんだんかけ離れてきている。これがこの頃の現状だと思います。

笠松町ではそういうことでして、要介護1から5までの人数が、先ほど言いましたように増えています。こうしてくるときに、第8期の財政の見通しとしてはどのようなになっているのか、どのように考えていらっしゃるのか、まずお尋ねします。

そして次に、この概要の中にも笠松町老人福祉計画の基本理念として、いつまでもいきいきと自分らしく、みんなで支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会の実現。この理念の実現を目指して日々を暮らしたいと私も思います。地域で支え合っていくために地域包括支援センターの機能強化とありますが、中学校区に1つとされる地域包括支援センターは高齢者の命綱の働きをされる所と私は思っていますので、充実され、誇りを持って働いていただくことを願っていますが、現体制はどのよう、どのような充実を図られるのかお尋ねします。

また、要支援1・2も含めて、町が行う介護予防・日常生活支援総合事業に含まれていると思いますが、厚生労働省は、昨年10月、要介護と認定された人についても本人が希望して町が認めれば、総合事業の、いわゆる地域での皆さんの予防事業の対象にできるようにする制度改変を厚生労働省令の改定だけで実行し2021年の4月からということですが、町の計画はどのようなになっているのかお尋ねします。また、総合事業の体制はどのよう、どのような財政の仕組みになっているのかお尋ねします。

介護保険から外されていってしまう所得の少ない人、年金の少ない人、こうした方たちを本当に笠松町の町民として安心して生涯が終えられるようにするためにも、私は高齢者福祉のための基金の創設を望みますが、その点での町長のお考えをお尋ねします。これが介護保険についてです。

そして、2つ目ですが、学校給食の無料化についてです。

私は、これまでも学校給食の無料化については質問を行ってきました。親の経済事情で滞納の家庭の子供にとっては、学校給食は楽しみであり、おいしい給食になっていますけれども、給食を頂くのに心を痛めているのではないのでしょうか。現在では給食費の徴収は学校での直接徴収ではなくなりましたが、家庭の事情は子供たちの暮らしや気持ちに影響していると考えます。古田町長の学校給食の無料化についてのお考えをお尋ねするとともに、せめて低所得家庭や多子世帯への援助ができないのか、その点でのお考えをお尋ねします。

3つ目に、地域猫についてです。

地域猫というのは、飼い主のいない猫、野良猫のことのようです。皆さんからは、家の軒下で子猫が生まれている、ごみや畑が荒らされる、尿やふんをされて困る、鳴き声がうるさい、おなかをすかせた猫や子猫を助けたいがもうこれまでに3匹家の中で飼っている。これ以上は助けられない。何とかしてほしいという町民の方の要望でした。もともとは飼われていた猫が捨てられたり迷ったりして飼い主のない猫になったと思いますが、猫が繁殖したり、無責任な餌やり行為をした結果、地域で猫が増加していきます。

また、不妊・去勢手術をしていない飼い猫が外を自由に散歩することも猫が増える原因の一つになっていると思います。猫は生後6か月ほどで繁殖可能になるということですが、動物病院の先生に犬と猫の不妊と去勢についての手術料をお聞きしましたところ、犬の去勢は1万2,000円、不妊は1万6,000円、猫の去勢は1万円、不妊は1万4,000円とのことでした。

1. 地域で協力をして飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行う。2. 猫用のトイレを設置し、ふん尿の始末と管理をする。3. 餌をやる場所を決め、清掃管理するなどの活動を継続して実施していき、困っていることの解決を目指す地域猫活動が提起されているようですが、私は地域猫についての資料を頂きまして読んでみましたが、私としてはいいことだと思いますし、動物愛護からも意義のあることだと考えますが、実行を提起する自信はありません。そこで、まず猫や犬を飼う方と野良猫を増やさない政策の一端として、不妊・去勢の助成制度をつくることについてお尋ねします。飼い主のいない猫で不妊手術や去勢手術をした猫の耳先をカットして、片耳ですが、桜の花びらみたいな形になり、桜猫と呼ばれているそうです。そうした、これが資料にありました猫の耳で、片耳が切られて桜の花びらのようになっています。そうして目印をつけ防止をしていく活動もされていますし、助成制度のいろいろもあるようですが、笠松町として不妊・去勢手術に対する援助をする方法をどのように考えられるのか、また実施をしてほしいと思いますので、提案をさせていただき、お考えをお尋ねしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席は10名であります。

長野議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんからの御質問にお答えします。

介護保険第8期の計画についてであります。第8期介護保険事業の計画期間である令和3年度から令和5年度の財政の見通しであります。まず被保険者数の推計については、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計をベースに推計を行っております。65歳以上の高齢者の減少につきましては、年齢別の人口構成によるもので、当町においても、いわゆる団塊世代以降の世代の人口が減少しており、65歳に到達する人数が減少していることによるものであります。当面はこの傾向が続き、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる頃には再び増加傾向となり、全体的には2040年に高齢者人口がピークを迎えると予測されております。この被保険者数推計を基に介護認定率を勘案した要介護認定者数を推計し、さらに各種サービスの利用見込みを立て、必要なサービス量の推計を行いました。そして、サービス見込み量を賄うための保険料額の推計を行ったところであります。その結果、第8期計画期間に必要となる保険料額については、第7期計画から若干の増額が必要となりましたが、これまでに積立てを行ってきました介護保険基金から1,000万円強の繰入れを行うことにより、第7期計画と同様の保険料負担で介護保険事業の運営が行える見通しとなりました。なお、予測を超える認定者の増加があった場合については、介護保険基金の繰入れにより対応していきたいと考えております。

続きまして、現在、地域包括支援センターの運営については笠松町社会福祉協議会に委託しており、主任介護支援専門員1名、保健師1名、社会福祉士3名の合計5名体制で運営を行っております。御質問にありましたとおり、地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの要となる組織であり、第8期計画に今後の方向性として、地域包括支援センターの機能の充実を図るとともに、関係機関のネットワーク強化を進める旨を明記しております。具体的には、高齢者の総合相談窓口として介護保険をはじめとする各種相談を受け付け、必要なサービスや支援につなげるとともに、相談支援機関等との連携により横断的に相談に応じることができるようネットワークを強化いたします。また、今後ますます重要となる認知症施策として、認知症の方を地域全体で支える体制を整備するため、認知症サポーターの養成等の事業の推進を図っていききたいと考えております。

続きまして、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画しながら多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指すものとして、当町においても、平成29年4月から実施しているところであります。この総合事

業につきましては、笠松町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき実施しており、大きく分類いたしますと、要支援者及び基本チェックリスト該当者を対象とした介護予防・生活支援サービス事業と、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者を対象とした一般介護予防事業の2つを行っております。介護予防・生活支援サービス事業では、介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービス、通所型サービス等を提供いたしますが、その中で、現在当町においては、緩和した基準によるサービスである訪問型サービスA、住民主体による支援である訪問型サービスB及び通所型サービスBを実施しております。

今般の改正については、この総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業においては、対象者が要支援者及び基本チェックリスト該当者になっており、要介護認定を受けるとそれまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点につきましては、本人の希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付が受けられることを前提として弾力化が図られたものであります。当町においても、改正の趣旨に沿い、要介護者が希望した場合の介護予防・生活支援サービス事業の利用について、利用者のニーズを踏まえ、今後検討していきたいと考えております。なお、総合事業の財源構成につきましては、公費が50%、保険料が50%となっており、公費の内訳としては、国が25%、県・市町村が各12.5%となっております。

続きまして、高齢者福祉のための基金創設につきましては、基金については地方自治法第241条に規定されており、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、基金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるとなっております。したがって、基金を設置するには特定の目的が必要となり、また基金と一口に言ってもその範囲は広く多様化している上に、社会情勢によっては重視するところが大きく変わることもあります。高齢者福祉を充実するためには財源の確保が重要であることは十分認識しておりますが、現時点では用途を具体的に明確にするのは難しいと考えますので、新たな基金の創設をするのではなく、必要があれば既存の社会福祉基金や介護保険基金の活用も含め、検討をしていきたいと考えております。

続きまして、学校給食の無料化についてのお尋ねでございます。

学校給食法第11条に定められている経費の負担について、設置者が負担すべき経費は、学校給食の実施に必要な施設整備費並びに調理員の人件費や光熱水費、消耗品費などの運営に要する経費についてであり、それ以外の経費については保護者が負担することとなっております。その法に基づき、食材費のみを給食費として保護者に負担していただいております。その食材費の無料化を実現させるためには多額の財源が継続的に必要になることから、学校給食費の無料化は考えておりません。

それに関しまして、低所得家庭や多子世帯の援助についてでございますが、まず低所得家庭

への援助につきましては、給食費が払えないぐらい家庭の経済状況が厳しい場合においては就学援助制度がありますので、その制度を利用していただくことにより給食費が援助されております。次に、多子世帯への援助についてであります。県内においても一部の市町において援助が行われているようですが、昨年3月の一般質問でも答弁させていただきましたとおり、当町は、学校給食において、財政的支援を進めるのではなく、児童・生徒が食について関心を持ち、毎日の給食を楽しみにしてもらえそうなメニューとおいしく食べられるような工夫を凝らした質の高い給食の提供により、食育の推進と子育て支援をしてまいりたいと考えることから、現段階においてそのような助成の実施は考えておりません。

続きまして、地域猫について、不妊・去勢手術の費用助成についてであります。さきの議会での関谷議員に対する答弁と同様になりますが、動物の愛護及び管理に関する法律においても、動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難にならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならないとありますように、まずは飼い主の方が室内飼育、迷子札の装着、不妊・去勢などの対策により、飼い主の方が愛情と責任を持って飼育していただくことが重要であると考えています。そのため、ペットの飼育マナーについて、広報紙、防災行政無線などの媒体を利用した周知、犬の登録申請時のリーフレット配付、野良猫の相談などについては地域猫制度の紹介などを行っているところであります。よって、現時点において個々の飼い主に対し、不妊・去勢手術の費用助成を行うことは考えておりません。しかしながら、動物愛護を目的とするような団体が仮に当町に発足し、その活動が当町の住民の方々に有益であり、かつ公益性が認められれば、必要な援助等は実施できるものであると考えております。以上であります。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

まず介護保険のほうですけれど、幸い笠松町は、8期に当たっては7期のままの保険の基準、5,850円を基準にした保険料でいかれるので、それだけでも住民の皆さんにはありがたいことだというのは思っておりますが、どんどん間違いなく高く、期ごとに高くなっていく可能性のほうが強いわけですし、また年金から差し引かれていくということから言っても、本当に負担の重さを感じます。特に私が心配しているのは、1万5,000円未満の方については町が徴収するということですが、まずどのような徴収をされているのか、また何人ぐらい、65歳以上の中では見込まれているというか、これまでの結果としていらっしゃるのか。そして、その方たちの、一つずつだけ、一つの中だから一緒に答弁してほしいですが、滞納というのはやっぱりその中の人たちのほうが多いのか、その辺りをお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

介護保険料の徴収ですが、基本的には年金からの天引きになっておりますが、そうでない方につきましては普通徴収としまして、窓口で現金でお支払いいただく場合と、あとは通帳からの引き落としという方法があります。その人数につきましては、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えしたいと思います。

それから、滞納者につきましては、やはり年金からは確実に引き落としがされるので、どうしてもやはり普通徴収からの方が多というふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 普通徴収に滞納が多いということは、併せて介護保険の制度に恵まれて介護保険を受けたくても受けられない状況が出てくるのではないかと思います、取りあえずそのような方はいないのかどうなのかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

滞納の方で、現在サービスが使えない状況にいるという方は今のところはありません。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ちょっと安心をしておりますが、例えば1万5,000円以下の方がどうしたら、少なくとも一定の保険料を支払っていただけるかなと思うと、まず家族の人がいる方は、家族の働きによってはそこで救われる方もいるかもしれないけれど、まず本人そのものでは大変厳しいだろうと思いますし、それは多分それなりの減免とかいろいろがあって払える額を、この段階の中でも一番下のほうなのか、もっとそれに考慮されていくようなことを相談に乗っていただけるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

やはり低所得の方というのは介護保険料の支払いというのが難しい方があるかとは思いますが、今の10段階の中の第1、第2、第3段階の方につきましては、軽減のほうをさせていただいております。ですので、第8期の計画でいきますと、7期と同じなんですけれども、例えば第1段階の方ですと月額保険料が1,758円というふうになっております。それでもやはりお支払いが難しいような方でしたら、健康介護課のほうでいろいろ御相談をさせていただきながら、何とか払っていただけるようにお話をしながら、それでも無理ならば分割とか、いろいろそういう御相談をさせていただきながら対応しております。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ある意味で、核家族化の中で高齢者の一人一人が保険料は払うわけですので、なおさらに厳しさもまた、むしろ介護保険は認定を、要するに申請をして認定をして資格を取って、その区分による介護の利用を受けられるという状況からいきましても、むしろ私たちのところで来てみれば、町としてつかめない中で人生を終わられていく可能性もあるのではないかと思います、その点についてはお考えになっていますか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

なかなかそのサービスを使いたくても、結局使うまでに至っていないというか、相談もできていないというような方たちに対してということかと思えますけれども、包括支援センターがありますので、そこに相談してくださいとか、また地域には民生委員さんたちもいらっしゃいますので、民生委員さんに困ったことがあれば御相談いただいて、そこから包括や町のほうにつないでいただくというふうに地域の方でも見守りをしていただくというようなことを今進めておりますので、地域の皆さんで本当に、地域の皆さんが地域の皆さんを支えていくという体制を取っていきたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） それにつきましては、ぜひ相談ができる場所があることをぜひとも知らせてほしいと思います。そしてまた、その役割をするのが地域包括支援センターであることもお知らせしてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

じゃあ、時間もどんどん過ぎていきますので、ただ私も、本当に介護保険の、これまでにいろいろになってきている、例えば一旦施設に入っても、食事代は2万2,000円以上で取られていく、部屋代も取られると、どんどんと改悪がされてきていることも年々厳しくなっていているなあということを感じました。

そして、これは赤旗の新聞に介護の現場というもので載っていますが、全ては読めませんが、最初で、特に居宅介護をされるホームヘルパーさんたちの人権というか、働くこと自体が大変厳しくなっている。ましてこのコロナの中で、介護保険に携わる皆さんが本当に身を縮めながら、そして人権として非常に軽く見られて、だからこのコロナの間は、人の命を預かるということによって一生懸命働いていらっしゃるようですけれど、きっとこれが終わったときにはたくさんの方が介護から離れていくだろうと、そんな予測もされているようです。

そこで、これはヘルパーで働いていらっしゃる方の中にですが、千葉県船橋市で非常勤の訪問介護員、ホームヘルパーとして働いている亀井貴子さん（59）、コロナが終息すれば退職する人が大量に出てくると懸念します。今は利用者の生活を支えるという使命感で働いている

が、一段落したら辞める人が出てくる。多くのヘルパーは自分がコロナに感染したらどうなるのか、利用者に感染させてしまったら誰が責任を取るのか、不安を感じている。報酬を上げなければ人手不足が加速する。しかし、4月の報酬改定、今年度の4月からの話なんです。訪問介護の基本報酬は1回当たり1単位10円しか上がりません。ヘルパーの仕事は、基本的に自宅から利用者宅への直行直帰、家に帰るということですが、ふだんは1か月に1度、事業所に集まる定例会がありますが、緊急事態宣言後は開かれなくなりました。悩みを共有することも難しく、孤独だと語ります。訪問介護は、入浴や排せつ、食事の介助といった身体介護から、掃除、洗濯、食事準備などの生活援助まで、介護を利用しながら在宅で暮らす人たちの生活全般を支えます。

2000年に介護保険制度が始まって21年、介護報酬は繰り返し引き下げられ、サービス内容も次々改悪されてきました。改悪の一つが、度重なる訪問時間の短縮です。亀井さんは01年から働き出し、現在は週4日勤務、8人の利用者を担当しています。時給はほとんど上がらず、移動費は出るものの、前のサービス終了から次のサービス開始までの持ち時間は無給、利用者が入院したり亡くなったりすると仕事が減るので収入の浮き沈みも激しいといいます。

制度発足当時は1回2時間のサービス提供が一般的でした。ところが、制度改悪で、現在は1回1時間が一般的になりました。以前は午前と午後に1回ずつ仕事が入れば4時間働けたのに、今は4回入らないと4時間にならない、移動や待機の時間も増えた。特に、火曜日は4件中3件が入浴介助、最後の利用者の家に着く頃にはへろへろになっている。

こんなふうに言われています。本当にこのとおりですし、今、その陣容が整わないというところで、私の長男もお嫁さんも介護の仕事をしていますけれども、ベトナムや台湾や中国へと人を求めて行ったりしておりますが、その人たちももっと、この人たちよりもっと厳しい生活をせざるを得ないような扱い方ではないだろうかと思えます。そうして思いまして、本当に安心した介護の制度にしてくために皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞそういうこともあることも、それからもう一つ、この頃、要するに介護保険に行けないために親子で、子供さんが仕事を辞めて家の中で介護をしている。そして、この頃、火事が起きると高齢者と若い方の亡くなったことがたくさん出てきます。ある意味では、親子の自殺ではないだろうかとは私は思って、本当に悲しい思いをするんですが、それが本当に表れている状況だと私は思えるんです。

ですから、どうかそういうところにまで耳をはせながら、介護の問題をきちっと、制度も含めて、私たちみんなで見詰め、変えていく政治にしなければ、私自身の老後も安心できないと、そんなふうにも思うわけですが、どうかその辺を踏まえていただきたいと思います。要望としておきます。

ということで、次に学校給食についてはおっしゃるとおりで、就学援助などもありますし、

けれど、子供が、親が納めてくれない、または納められない状況にいらっしやるのを感じている暮らし、それは本当に成長していく過程での悲しいことだと思いますので、考えないじゃなくて、よく見ながら考えるべきときが今来ているのではないかと思います、全部無料化というのには、食べる物の大切さやその生産の過程やいろいろを思いますと、全部に無料化をしてということが言いにくい状況であることはよく分かりますが、せめて多子世帯には助けを、または本当に困っている人のところに届ける対策はお願いしていきたくて思っておりますが、返事はそのとおりですので、今無理を言ったってやる気はないということのようですので、けれど、本当に子供の心をよく考えていただきたいと思っております。

それから、地域猫についてですが、今日、先ほど質問した後、安田さんの町内では地域猫の活動が始まったとお聞きしました。ぜひ笠松町の、私も地域猫というやり方や、それから去勢・避妊した猫に耳の一部を刻んで、ちゃんと済ませた猫だよと分かるような対応が、方法が進んでいるということだと思いますと、笠松町でも、何か所か猫のそうしたことを、聞いていらっしやるのかいらっしやらないのか、私の思うだけでもみなと公園の近くに、それから松栄町にもあると思えますし、それから笠松では長池に昔からずっとあるんですが、ほかの地域でもそういうのが、それからもう一つが、すごい犬や猫をかわいがってくださっているところも、一つを猫と犬の住み場所にしてくださっているところもあるようですが、何にしても、町を挙げてこうした問題が解決できることがありがたいと思っておりますが、だから、せめてこうした活動があることなどをお知らせいただくことを、年に何回か広報を通してお願いできないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私も個人的に保護猫を3匹飼っておりますし、地域猫、あれは桜耳ということも知っていますが、ただ、地域猫に関しては賛否両輪があるわけなんです。いわゆる猫嫌いの人もいるし、それで今、もう一つそういう地域猫活動をされている、本当に純粋に町内の方は別として、そういう団体がありますが、あれもネットとかああいう関係者の方に聞くと、いろいろな、ある一種お金もうけでやっているようなところもあって、関係者の中でもいろいろなそういう意見があって、お互いぶつかり合ったりしているという話も聞いたことがあります。

ですので、非常に動物愛護、地域猫を含めた、というのは、複雑で難しいところがあります。純粋にボランティアでそういうふうに行っているからいいというわけでもない、そこの辺り、その活動状況をしっかり精査して、本当にこの人たち、というのは、猫を飼って、いわゆる、例えば地域猫でも、保護して譲渡をするときに無責任な飼い主に預けてしまったら、またそこでその猫が虐待されたり、あるいは捨てられて、またそれが繁殖してしまうということになりますので、本当に地域に根差した活動をしている団体に対しては、協働型のそういう補助

金制度もありますので、そういったことで財政的な支援とかそういったこともやっていきたいと思えますし、何がともあれ一番大事なのは、猫をやっぱり飼い主の方がしっかり飼っていただく、私の個人的な考え方なんですけど、猫は室内飼いにさせていただきたいと、外に出してはいけないんです、基本的に猫というのは。

猫の話になるとあと20分ぐらいかかりますが、本当にうちも3匹いますが1回も外に出していません。猫はストレスがたまりませんので、そういうことを、まず基本的なことをしっかり獣医さんなり、そういう動物愛護の詳しい方からお話を聞いて、飼い方をしっかり指導するというような、そういう不幸な猫を出さない、そういったものから始めていくことが重要ではないかと思えます。その上で、どうしてもやっぱり地域猫の活動が必要であれば、そういう本当に一生懸命、純粋に猫と飼い主のためにやっていらっしゃる方を支援していくのもやぶさかではないなというふうには思っております。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

○10番（長野恒美君） これで終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従って質問させていただきます。

まず質問に入ります前に、東日本大震災から10年目の2月13日、震度6強の地震で被災をされた方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

12月の議会におきまして、テイクアウト・デリバリークーポン券に続き、第2弾のコロナに負けるな！生活応援割引クーポン券について、検証の意味で質問させていただきます。

この事業は、新型コロナウイルスの感染症拡大影響による経済対策の第1弾として、飲食店舗への支援及び地域住民の食事提供機会の支援を目的とした第1弾のテイクアウト・デリバリークーポン券事業に続くものであります。今回は、岐阜県が緊急事態宣言、特定警戒都道府県の指定解除による店舗等への休業要請が緩和され、徐々に経済活動が再開することが見込まれる中、第2弾として多くの業種を対象としたコロナに負けるな！生活応援割引クーポン券、500円を6枚のワンセットとして全世帯に配付をし、4月以降に売上げが大幅に減少した店舗の売上増加及び地域住民の家計支援を兼ねてこの事業が実施されたところであります。

この事業の概要は、先ほど申しましたように、1世帯当たり3,000円分の割引クーポン券と参加店チラシが特別定額給付金支援完了世帯宛てに6月中旬より順次郵送される特別定額給付金の支給決定及び振込通知書に同封され、約9,000世帯に配付をされたものでございます。そ

して、商工会員で本事業に参加する意思のある事業所において、半額以下の合計で利用が可能で、一度に複数枚の利用も可能であります。生活関連の購買、サービスの利用ができるようになっております。ただし、たばこ、金券、ギフトカード、印紙、はがき、切手、公共料金の支払いには不可となっております。利用期限は、6月中旬から12月31日までとなっております。各事業所では、毎月の使用済みのクーポン券と請求書を翌月の月初めに笠松町商工会議所事務局に提出をし、その月の中旬に各事務所の指定口座に振り込まれる仕組みとなっております。

利用状況でございますが、つまり生活応援割引クーポン券の回収状況、回収金額でございますが、令和3年1月31日現在1,523万9,000円となっております、使用率、予算執行率は70.6%のことです。私が12月議会で質問しましたテイクアウト・デリバリークーポン券事業は、予算執行金額ベースで27.3%でありましたが、実際の利用は21.6%との回答がありました。今回の生活応援割引クーポン券事業は予算執行率が70.6%ですので、実際は55%程度と推測されます。クーポン券を使用した世帯が満額の3,000円を使用したと仮定いたしますと、55%程度の世帯しか協力がいただけなかったと捉えるか、あるいは50%以上、半数以上の世帯が協力をしていたかというふうに捉えるかでございますが、第1弾の21.6%に比べれば町民の関心が高く、成功であったと言えるわけです。

一方、この事業の参加事業所は、6月1日現在で142事業所ございましたが、6事業所増えまして148事業所となっております、生活応援割引クーポン券事業は商工会活動の活性化にも効果があったと言ってよいと思います。特に、第2弾の生活応援割引クーポン券事業は、複数枚利用が可能で6か月間という利用期間が長いこと、そして利用できる事業所が多いことなどが成功の理由として考えられます。

第1弾のテイクアウト・デリバリークーポン券事業と第2弾の生活応援割引クーポン券を合わせて100%利用されれば、5,400万円余りの税金が商工会の会員の手元に落ちるべきところでございますが、クーポン券の利用金額合計で2,100万円余となっております、39%分しか利用がございませんでした。私は、せっきくの事業ですので、より多くの町民の方に活用いただき、商工会の会員の方の支援になればと思っております。後払いのクーポン券事業で55%利用があれば、大成功ではありませんが、先ほど申しましたように、事業は成功であったと考えております。多くの町民の方に協力をいただき、笠松町の商工会を活性化するには、私としては、商品券の印刷や作成に多少時間がかかっても、先払いのプレミアム商品券が有効だと考えております。何よりも、目的である商工会員の手元にお金が落ち、活性化しますと、何よりも町民が、町内で商品券を使おうという意思のある人が購入しているからであります。

以上、検証を兼ねての質問といたします。

質問事項でございますが、発言通告時点では4点について質問をする予定でしたが、発言通告後、回答内容について事務方と再確認をいたしましたところ、事務的細部の内容であるこ

と、質問の内容の確認もできたことから、3点目、4点目の質問につきましては取り下げることといたしました。よって、以下2点の質問とさせていただきます。

1. コロナに負けるな！生活応援割引クーポン券事業は成功と考えておられるか。第3弾について考えておられるのであればお聞かせをください。

第2点、予算執行率70.6%と聞いておりますが、実際の使用率はどうなっているかお尋ねをします。

以上、第1回の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1時半まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席は10名であります。

高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからの生活応援割引クーポン券事業についての御質問に対して、お答え申し上げます。

第2弾の生活応援割引クーポン券事業は、昨年5月末岐阜県の緊急事態宣言、特定警戒都道府県の指定解除のように、徐々に経済活動が再開に向かう中、第1弾の飲食店を対象にした事業から対象業種を拡大し、商工会員店舗の売上増加と各御家庭の家計支援を兼ねて実施いたしました。

第2弾のクーポン券事業の実際の利用実績といたしましては、9,055世帯へのクーポン券の郵送のうち、利用率は56.1%で、第1弾の21.9%の利用率の約2.6倍の実績となり、コロナ禍で疲弊した地域経済の活性化及び家計支援として一定の事業目的を達成できたものと考えております。

第3弾の実施につきましては、今後国の第3次補正予算により予算措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新年度事業として交付金の総枠の中で総合的に検討してまいりたいと考えておりますが、各種施策の立案に際しては新しい生活様式を見据えた地域経済の活性化、ポストコロナへ向けた経済構造の転換、好循環の実現をキーワードに、一律に金品を配るような施策ではなく、今後の地域社会の活性化や成長につながる効果的な施策に予算を配分し、事業を展開してまいりたいと考えているところであります。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 御答弁ありがとうございました。

特に第1弾のテイクアウト・デリバリークーポン事業は、国の定額給付金事業にどうしてもクーポン券を同封しようという意図が、私としては明らかだなあというふうに思っております。その事業そのもののやっぱり詰めがちょっと期間的にも甘かったような気がします。と言いますのは、スピードも大事ですが、クーポン券の内容、あるいは使用期間についてもう少し確認をいただくとともに、最も重要なのが商工会員そのもののテイクアウト事業の実態、そういうものをよく確認をして事業を進めるべきではなかったかなあという、私としては指摘をして再質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） こんにちは。

東日本大震災から10年ということで、10年前に古田町長と一緒に南三陸町に行ったあの光景がまざまざと思い浮かんできますけれども、いまだに関連死、行方不明者、死者含めて2万2,200人ということで大変不幸な出来事であったと思います。今後、笠松町も南海トラフの地震を控えております。ぜひとも、防災対策には力を入れていきたいというふうに思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、新型コロナ対策についてを質問いたします。

昨年、全世界をパンデミックに陥れた新型コロナウイルスについては、NHK特設サイトによると、2020年1月6日、中国武漢で原因不明の肺炎、厚労省が注意喚起というところから始まっております。その後、1月14日、WHO、新型コロナウイルスを確認。1月15日、日本国内で初めて感染確認、武漢に渡航した中国籍の男性。1月30日、WHO、国際的な緊急事態を宣言。2月3日、乗客の感染が確認されたクルーズ船横浜港に入港。2月13日、国内で初めて感染者死亡、神奈川県に住む80代の女性。2月27日、当時の安倍首相が全国全ての小・中・高校に臨時休校要請の考えを発表。

日々目まぐるしく展開してここまで来ると、全ての都道府県は対応に切迫するようになってまいりました。笠松町においても、国や県からの指示に従い対策を行ってまいりました。岐阜県発表の笠松町内1例目の感染者情報は、令和2年4月5日、県内55例目として30代の日本国籍の女性ということが報告されました。その後は次々と感染者情報が増えていき、今年の2月28日現在では67名となっております。

笠松町でも国の補正予算による交付金を活用し、数々新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ってまいりました。先日の全員協議会でも示されましたように、第1次笠松町配分額として8,967万9,000円、全国の全体規模としては7,000億円です。第2次笠松町配分額として2億2,463万6,000円、このとき全国では1兆9,500億円ということで、第3次笠松町配分額という

ことで1億1,564万円、これは全国にすると1兆3,000億円ということになっております。

公共施設内での感染拡大防止のほか、困窮事業者救済策など多岐にわたって事業展開をしてまいりました。

そこで、質問ですが、事業者や個人への直接的・間接的な感染拡大防止事業にはどのようなものがありましたか、お答えください。

また、さきに述べましたように、2月28日現在で笠松町での新型コロナウイルス感染者確認数は67人です。これを人口10万人当たりで計算してみますと292.67人となります。これは、岐阜県下42市町村を降順で並べ替えますと、美濃加茂市、可児市、瑞穂市に続いて笠松町は4位に当たります。人口10万人当たり247.75人の7位の岐阜市よりも多い結果になっています。笠松町としては、このような展開をどのように分析し、その具体的対策をどのように考えておられますか、お考えをお示してください。

次に、子育て支援について移ります。

今まで私は子育て支援について数多くの質問をし、改善を図っていただけてまいりました。特に障害を持ったお子さんとその保護者へのきめ細かい対応を求めてきました。発達障害と呼ばれる事案について、社会的に認知される以前から取り組んでまいりました。私が発達障害について初めて一般質問で取り上げたのは、平成16年（2004年）第4回定例会のことです。さらに、平成24年第1回定例会一般質問では、軽度発達障害児の早期発見、早期療育につなげるための横断的組織づくりについて取り上げてまいりました。

これらの質問でいつも念頭に置いているのは、保護者の方の心の安定です。お子さんが小さければ小さいほど、保護者の方の精神的安定がお子さんに映し鏡のように反映されてしまうからであります。昨年にも、小学校で通級教室に通われるお子さんの保護者の皆さんにとって、中学進学への不安の大きさを目の当たりにしました。

そこで、私は笠松中学校にお願いし、特別支援指導の実情の説明会と参観を行うことを計画し行うことができました。もちろん、初めて笠松中学校へ足を踏み入れる保護者の方も多く、熱心に質問されていました。これで不安が解消できたとは思いませんが、中学校が真摯に取り組んでくれることは伝えることができたのではないかなあと考えております。一部の保護者の意見を耳にし、批判を繰り広げられるのは簡単なことです。大切なのは、そのお子さんや保護者の方へどれだけ寄り添ってあげることができるかだろうというふうに考えております。

参観に先立ち、LDを持つお子さん本人とその両親との懇談会も計画させていただきました。既に、高校に進学しておられましたので、その辺りのお話を中心に保護者の方にはお話ししていただきました。また、本人には合理的配慮で、別室での定期試験のことやその時々の方としての気持ちを話してくれました。障害は一人一人違っていますので、誰かの話を聞いてそれをまねればよいというものではありません。しかし、乗り越えてきた事例は、保護者の方へ

の励みになったと確信をしております。

一人の人生を考えたとき、これは学校、こっちは福祉、これは教育文化などという区切りはありません。お子さんのことなら、勉強でも健康でもワンストップで相談しやすい窓口がたくさん必要だと考えています。こども館も更新され、子育て世代包括支援センターも始まっています。本当の意味での包括的な支援について、笠松町・教育委員会としてはどのように考えておられるのか、お答えください。

次に、GIGAスクール関連について質問をさせていただきます。

平成27年第2回定例会一般質問で、教育のICT化について質問をいたしました。その中には、各教室への電子黒板配備をどのように考えるかを質問いたしました。その後、各教室への配備が進みました。タブレット端末では、以前の質問で、LDのある生徒への学校への持込みをお願いしたときは、1人のお子さんだけを許可するのは不公平ですという言葉で片づけられてしまったことは忘れられません。その後、障害者総合法や差別解消法の施行により世論の方向性は随分変化してきたと考えております。

さらに、ここに来てコロナ禍で、日本の教育のICT化がいかに世界に比べて遅れているかを痛感した政府が、全自治体へのタブレット導入整備の予算が執行されることになりました。笠松町で電子黒板が配備され、5年の歳月が過ぎています。ここで、今回の予算整備でタブレット端末も整備することができました。今までに先行配備してきたおかげで、それを活用するスキルも一定程度獲得できていると思われれます。ここに来てタブレットの配備なので、十分な活用ができていると思われれますが、そこで質問です。現状の利用状況と、電子黒板とタブレットの組合せでのアプリケーション活用のハード・ソフト、教員、児童・生徒を含めた問題点があれば教えてください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんからの御質問、まず新型コロナウイルス対策についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては非常に多岐にわたっており、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用しながら、その時々々の感染状況や社会情勢に応じた対応を行ってきたところでございます。御質問の直接的・間接的な感染拡大防止事業ということでございますが、前回の令和2年第4回定例会において、議員への答弁の中で、感染拡大防止対策で一番大事なのはマスクの着用、手洗い、うがい、3密の回避などの基本の徹底であり、自己防衛が重要であるという趣旨を述べさせていただき、議員の認識も同様であったと記憶しております。この感染拡大防止は、基本の徹底が重要との考えの下、町では広報、

防災行政無線、ホームページ、LINE、また町内会や保育所、幼稚園、小・中学校の協力を得て、町が作成しました啓発チラシを配布し、マスクの着用、手洗い、換気などを徹底していただくよう呼びかけるとともに、例えば年末年始であれば忘年会・新年会の自粛など、時期に応じて感染リスクが高くなる行動を控えていただくよう、啓発による感染防止対策を最重点に取り組んでまいりました。

また、直接的な感染防止対策といたしましては、昨年4・5月頃にマスクや消毒液が手に入らない時期がありましたが、その際にはボランティアが作製した手作りマスクを保育所、幼稚園をはじめ、小・中学生や独り暮らし高齢者へ配付したほか、篤志者からマスクの寄附を多数いただいたことから、医療機関、介護施設などにお配りし、感染防止に御活用いただいたところでもあります。そのほか、コロナ禍においても事業を継続していただく必要性が高い医療機関、介護施設、障害者施設について国の交付金を活用し、感染防止対策を講じながらの事業継続を行っていただくため、1件当たり10万円の応援給付金の支給を行ったところでございます。

続きまして、笠松町内の感染状況の説明とその分析結果でございますが、御質問のように町内の感染者数は人口10万人当たりの感染者数で県内上位に位置しており、3月11日現在で70名の感染者があり、1件のクラスターが発生しております。この1件のクラスターは会食によるものであり、幸いなことに施設、学校などでの大規模なクラスターは発生しておりません。

これまでも御説明してまいりましたが、町は感染者の情報の詳細は把握しておりませんが、年代、性別といった県から提供される限られた情報からの分析にはなりますが、当町においては家庭内での感染が多いという分析をしております。その感染経路は不明であります。家庭内の誰かが感染し家庭内に持ち込み、そこで感染が広がったケースが多くあったと考えております。そのため、家庭内においても感染対策の徹底をしていただくほか、年末年始におきましては家庭内においても多人数での会食の自粛や、家庭であっても時間をずらした食事やマスク会食をしていただくよう啓発を行ったところでございます。

新型コロナウイルス感染については感染経路が不明であることから、繰り返しになりますが、マスクの着用、手洗いなどの徹底が一番有効な対策であると考えておりますので、岐阜県においては緊急事態宣言は解除となりましたが、引き続き対策を継続していただくよう啓発を行っていきたくと考えております。加えて、新型コロナウイルスの対策として効果が期待されているワクチン接種につきましても、国からのワクチン供給時期が不透明ではございますが、ワクチンが供給され次第、迅速に接種ができるよう体制を整えているところでございます。

続きまして、子育て支援につきましても御質問でございますが、町ではお子さんの発達段階における保護者の方の様々な困り事に対する相談や支援を行うため、町子育て世代包括支援センター、福祉子ども課、ことばの教室、保育所・保育園、教育委員会、小・中学校、相談支援事業所などが連携し、保護者の方からいずれの窓口にも相談があった場合でも、お子さんの発達

段階に応じ、担当部署や専門機関につなぐなど切れ目のない支援を丁寧に行っているところがございます。

その相談窓口につきましては、広報、ホームページ、LINEなどで周知しているところではございますが、窓口が分かりづらい、あるいは相談窓口が分かっているが行きにくいなどの声もあることから、切れ目のない支援につなげていくためには相談窓口が分かりやすく、保護者の方が相談しやすいと提供いただけることが相談支援の第一歩だと考えています。

町では、この3月に策定いたしました町障がい者総合支援プランの中で、相談支援体制の充実として関係機関の連携を強化し、切れ目のない相談支援を行うとともに、相談機関や福祉サービス、生活に関する情報を必要なときに手軽に入手することができるよう、障害の特性に応じた情報提供の充実を図ることとしております。そのため、町障がい者総合支援プランの概要版や各関係機関の所在地が分かる町障害児支援マップを作成いたしました。この概要版には、福祉子ども課にお気軽に御相談してくださいと相談先を記載しており、広報、ホームページ、LINE等で周知させていただいております。

また、平成31年4月に設置しました子育てに関する総合窓口であります子育て世代包括支援センターもより一層周知していきたくと考えておるところでございます。さらには、議員が乗り越えてきた事例は保護者の方への励みになったと言われますように、発達障害のある、または心配なお子さんの保護者の方々などで組織する保護者会の役割はとても大切であると考えております。実際に、町内にも相談情報交換をしてみえる団体がありますので、まずはこのような団体の存在を広く町民の方に知っていただくため、活動内容や連絡先を定期的に広報等へ掲載することや悩み事のある保護者の方が気軽に相談できる相談先、あるいは代弁してもらえよう役場へのパイプ役としての協力・連携体制が構築できないか団体と検討していきたくも考えております。今後も障害のあるお子さんや保護者の方がどこに相談されても、包括的に支援できるよう関係機関と連携し、切れ目のない相談支援を行っていきたくと考えております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 教育長。

○教育長（野原弘康君） 川島議員、御質問の小・中学校で始まったICT活用教育の現状と問題点についてお答えをいたします。

初めに、ICT活用の現状についてお答えします。

タブレット端末は、令和2年12月までに町内全小・中学校の全児童・生徒に配付され活用が始まりました。各学校においては、児童・生徒にタブレット端末を配付する際には使用する際の約束事とともに、特に人権に関わる視点からの情報モラルとその取扱いについて指導をいたしました。また、配付後しばらくの期間は、基本的な操作を身につけることも含め学校での活用が中心でしたが、1月末からは自宅に持ち帰っての活用も始めております。

これまでの具体的な取組は、次のとおりでございます。

小学校において、例えば国語では平仮名や漢字のなぞり書きや読み書きの学習、算数ではおはじきやブロック、図などを画面上で動かして考える学習、社会では教科書や資料集にあるQRコードを読み取り動画資料を視聴するなど、各教科における活用を進めています。また、インターネットを使った調べ学習や文書作成、プレゼンテーションの作成・発表、教材を活用したプログラミング、T e a m s を利用した学級ごとのウェブ会議などにも取り組んでおります。

中学校においては、校内の学習では各教科における一斉学習や個別学習、協働学習など学習形態に応じた活用を試みることや学級でのアンケートの集計、オンラインによる修学旅行、学習委員会が作成した動画の配信視聴、総合的な学習でのプレゼンテーション作成など、幅広い学習活動で活用がなされているところでございます。

家庭学習では、例えばNHK f o r S c h o o l で授業と関連のある動画を視聴すること、インターネットを利用した調べ学習、G I F U W e b ラーニングを用いて算数・数学の問題を解くこと、岐阜県教育委員会のウェブ学習・家庭学習用ワークシートを用いた学習、文部科学省の子供の学び応援サイトを利用した学習、T e a m s を利用した教師が作成した問題への取組、eライブラリによる読書などを行っております。ほかにも、学年通信の配信や欠席者への授業の板書の送信、学級閉鎖等への対応としてオンライン授業配信などを行ってきております。

また、指導に当たります教員につきましては、羽島郡ICT推進委員会において、情報活用能力の育成や情報モラルに関わり、発達段階に応じた指導ができるよう指導計画を作成・検討・整備するとともに、活用事例集、ワンシーンの累積を進めているところでございます。まずは、できるところから始めてみようという段階であり、今後もおのこの先生方のアイデアを生かした実践に期待をしているところでございます。心配されておりました教員のスキルにつきましても、操作を得意とする教員がリードし、相談や教え合いを通してスキルを高めようと努めており、現段階では困惑や否定的な声が聞こえてきておりません。

続いて、問題点についてお答えします。

通信環境の速度であるとかセキュリティーの問題など、使って初めて気づくこともあり、その都度設定を調整していただいております。また、チャット等の書き込みなどについて内容がふさわしくないものを見つけた場合、児童・生徒自身はその内容に対して問題提起し、学校で話し合っ、そしてルールをつくる、ルール化をするという営みも生まれてきています。現段階では始まったばかりであり、細かな問題点に気づけていないということもあると思っております。

今後、教科授業を含めた深く幅広い活用や家庭学習、アプリケーションソフトの充実、情報モラル、教員研修、支援体制など活用は深まれば深まるほど見えてくるものがあると考えてお

ります。初めからより完璧に近い状態にして取り組むことは困難を極めます。活用しながら課題や問題点を見つけ、修正・改善を加えていく考え方でGIGAスクール構想の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 御答弁ありがとうございます。

まず、コロナ対策の件ですが、町長申されましたようにマスクの着用、手洗い・うがい、3密の回避という基本的な部分が一番大切であるという認識は変わりません。それは変わりませんが、それを呼びかけてもまた第2波が来ている、次に第3波、第4波という話があるということであるということは、それをやっているんだけど完璧にできていないということの証明でもあるというふうに思います。一番大事なところはそこなんですが、じゃあ物理的・科学的・化学的に何かバックアップが必要なのではないか。私自身は何をしたらいいかという案は持ち合わせておりませんが、笠松町という自治体としていろんな専門家をお願いをして、いろんな対策を立てるといようなことは、それ以上のことは考えていない、あくまでも基本的に忠実なことを周知していくというふうに考えておられますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私もできることなら、専門的な知見というものを生かしたいと思うんですが、御承知のように笠松町は小さな自治体で、それこそこう言うては何ですが、今テレビでよく専門家の方が出られていますが、その専門家の方でさえ意見がまちまちでございますし、また国の専門家の委員の皆さんがおっしゃっていることと、こう言ってもまた失礼に当たるかもしれませんが、我々が今やっていることとはそう大差はないと思います。

ただ、こうした中で、笠松町におきましては松波総合病院という、またその理事長の松波英寿先生がうちの政策アドバイザーということで、実は一度動画で私と松波理事長が対談したものをホームページにアップさせていただいて、内容はちょうど第3波のときでしたので、今の状況、そのときの当時の医療機関の逼迫具合とか、あるいは感染予防に対して私たちが普通にできることは何だ、どういうことを気をつければいいのかという動画を作らせていただきました。そういった意味では、他の市町よりも、手前みそですが専門家の知見は生かしていくと思いますし、また今後ともワクチン接種に当たりまして、医師会の皆さんとしっかりとそういったアドバイスもいただきながら、もう一步踏み込んだことをしたいと思うんですが、ただあんまり全体の流れからずれて突拍子もないことをしますと、またいろいろあると思います。ここでは言いませんが。ですから、そこらを見極めながらやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） そういう意味では、きちんとそういうことをやっておられるというのは、私は十分理解をしておるわけですが、他の自治体の、県内の医療機関では莫大なクラスターが発生しております。ああいうところというのは、基本的に基本的なところは本来やっているはずのところでございます。それでもああいうクラスターが起きてしまうということは、やっぱり人間がやることは完全ではないということのあかしではないだろうかというふうに思っています。そこで何が必要なのかというと、例えば人間じゃないところでどういうふうバックアップを取っていくかというのが組織の仕事だろうというふうに思っております。私も個人的に松波先生、理事長さんとは理事長室に伺ってちょっとお話をさせていただいたということもございますので、また今後ともいろんな御意見を添えていきたいと思っておりますので、ぜひとも参考に進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、10万人当たりのという話のほうなんですけれども、それを考えるときに、例えば岐阜県自体もかなり10万人当たりの感染者数が、全国の都道府県で見ると上位のほうであるというふうに思われます。人口の規模から言うと17番目なんですね。感染者数で言うと14番目、それから10万人当たりのデータで言うと234人で15位に当たります。これは、例えば東京都の首都圏近郊の茨城県や栃木県に比べてさらに多い数になっています。少なくとも、岐阜県が詳細のデータをお持ちになっていると思いますが、そういうことについて岐阜県が行っている対策とか、それからそういう数のことについて、岐阜県のほうから詳細な報告というのは町長のほうにあったんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 不定期なんですけど、テレビ会議を県の首長と、向こうは知事はじめ専門家の先生が、あるいは観光協会とかそういう商工関係の人が何人か、そういう本部員会議というのをやっておりますが、その時の手持ち資料として数値的なデータはありますが、細かい分析についてはそう込み入ったような話というか、全体の流れはありますが、具体的にこの地域はどうかというようなどころまで踏み込んだのは、私自身はちょっと聞いた覚えはありませんが、ただ全体的なこれまでの動きを見ますと、岐阜県というのは非常に広いわけで、また地域性が違うと思います。

今、一番多いのはこの岐阜圏域と、あと東濃、あるいは中濃で、飛騨のほうは比較的少ないというところもありまして、その中でも例えば笠松においては、先ほどもちょっと触れましたが、クラスターは1件、これは家庭内クラスターということで、どちらかという家庭内感染が多いわけですね。あと、岐阜のほうへ行くとやっぱり職場感染が見られるとか、例えば中濃だと、先ほど議員もおっしゃったように病院クラスター、東濃もそうなんですけど、飛騨のほうは比較的少ないというように、そこの辺りがやっぱり同じ岐阜県でもそれぞれ地域の特性がある、

そういったことはしっかりと、よその地域のことはよく分かりませんが、笠松は笠松の特徴を生かした、そういう今までの感染の特徴を生かした対策というのを練っていかなくちゃいけないなどというのは、去年の段階から分かっておりまして、その中で家庭内感染防止ということに特に特化して啓発をしまいたったわけでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 今話を聞いていると、県は結局細かい分析を示していないということになりますよね。例えば、笠松町に対してはこういう分析をしている、県としては。例えば、岐阜市に対してはこういう、圏域でもいいです、岐阜圏域だったらこういう経路でこういう感染状況なのが多いんだ。そういう分析がなければ、本来対策というのは打てないというふうに僕は思うんですが、そういうのをきちんと例えば県が情報を出さないのであれば、県がきちんとそういうことを示していただかないと、それこそさっきの話で町長のように町では何も打つ手がないという、いわゆる基本的なところを繰り返しみんなに周知していくしかないという状況に陥るんじゃないですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） そちら辺りが細かい情報になりまして、やっぱり個人情報に関係がありまして、例えばこういうケースでどこどこでどういうふうにあったという。ただ、それは保健所とか専門家の皆さんが、先生方がやっていらっしゃるということ、それを踏まえた上で、先ほど申し上げましたように、コロナ感染の対策というのはやっぱり我々が呼びかけて、もちろん今回なかなか呼びかけても皆さんに響かなかったのは、我々の啓発のやり方が不足していたのか、方法がまずかったか分かりませんが、やっぱり最終的には自分事として取り上げていただくこと。また、もう一つは、あまり専門的なことを言ってもなかなか分かっていただけない方も出るんじゃないかということで、まずはやはりこれは全国どこでも同じだと思いますが、地道にやっぱりやっていくしかないと思います。

また、県のほうもそういった意味では、必要最低限というか、個人情報との関わりもありますが、情報のほうはいただいておりますので、あとは個々うちの担当と保健所で相談のほうはさせていただいておりますので、もしも疑問な点があれば個別対応でやっていきたいなというふうには思っています。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） なかなかいろんな壁があって、乗り越えられない壁があるとなかなか難しいというのは十分承知しておりますが、やっぱり最終的にはきちんとした分析が対策のもとであるというPDCAをやるときと同じだと思いますので、その辺のところは今後専門部署と

しっかり、今言われましたように、確認を取りながら間違っただけの事がないように進めていっていただきたいというふうに思っております。

それと、子育て支援のほうなんですけれども、相談窓口の件ですね、今積極的に窓口を開いていただいて周知していただくという答弁だと思うんですけれども、ぜひそういうふうにしていってください。先ほども質問の中で言いましたように、本当にお母さん方というのは割とこうなってしまう、自分の子供のことになる。私の妻もそうでしたけれども、なのでできるだけ分かりやすい、行きやすいところへ相談窓口を設置していただく。教育長がおるところで失礼なんですけれども、例えばお子さんを預けてみえる学校というのは、お子さんを人質に取られているというふうに感覚で思ってしまう保護者の方が結構おられるんですよ。学校へ言いに行くと、自分の息子が不利になるんじゃないだろうかというふうに思ってしまうというのは非常にマイナスなことだろうと思います。本当だったら、学校で何でも相談できる体制というのは取らなきゃいけないと思うんですけど、そう思ってしまう親の気持ちというのも、僕も親でしたので十分理解をできるところであります。そういうところに、例えば町であったり、教育委員会なんだけど一歩離れたスマイル笠松みたいなのであったりというところを有効的に活用していただけるようお願いをしたいと思います。

それと、今日の一般質問の中で長野議員が言われたように、例えば給食費の無料化で、例えば突然事件や事故で両親が亡くなってしまったというときにも、簡単に相談しに行けるようなところがすぐあると、要保護にしてもらうのにすぐできたりとか、そういうようなことというのもぜひ考えていっていただきたいということをお願いして、これは要望にしておきます。

次に、GIGAスクール関連のほうのことなんですけれども、これはいろいろ現場の方の御意見も、先生方の御意見、それから教師をやっている私の息子の意見なども聞いてきたわけなんですけれども、教育長の御丁寧な答弁で取りあえず順調な、先行で電子黒板を入れていたということもあって順調な滑り出しかなあというふうに思っているんですね。先ほども言いましたように、タブレットを持ち込むと最初は禁止されましたので、それがめちゃくちゃ腹が立ったということで、全部に入れたらいいやろうというようなことで私は提案をしてきたわけなんですけれども、もともとそういうことが発祥だったということは、例えばLDがあったり、情緒系で落ち着かない子たちがタブレットを使うためにはやっぱり普通の子とは違うスキルが必要だろうというふうに思います。そういう子たちに、導入に当たって学校現場や福祉のほうではどのような対策を取られたのか教えていただきたいです。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 一人一人の特性というものを私どもも、要はその子が学習しやすいのはどういう環境が必要なんだということを勉強したときに、例えばその1つがタブレット、タブレットでもいろんなアプリがある中で、その子が例えばなかなか目から情報が入らないけど、

耳から情報が入るなら音を大事にしたそういったアプリであるとか、逆に耳で聞くのは難しいけど目から入る情報なら理解しやすいというならやっぱり映像中心にするというか、そうしたところで、まだ本当駆け出しでございますけれども、一人一人の特性に応じた使い方。したがって、特別支援学級のほうでは先行実施で一人一人端末を渡す前に、先行実施でそういったタブレットの活用について考えていたり使ってきている、そういった歩みをしております。お答えになってますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 特段、福祉と行政としてはやっておりませんが、先ほど教育長さんが答弁されたように、学校と教育委員会と連携しながら。いかんせん、まだGIGAスクールも始まったばかりですので、そういう発達障害の方に限らず、これからGIGAスクールを運営していく中で、様々な課題が見えてくると思います。そうした点を踏まえまして、来年度に向けてしっかりと連携し、その都度的確に対応していく方針でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 実はコロナ禍に陥る前に、岐阜大学の教育学部の教授で村瀬教授というのがおられるんですけど、その方が発達障害のある子たちにタブレットを教えるというのを研究材料にされております。それで、そこの先生を実は紹介していただいて、そらいろパレットのお母さん、お子さんたちと一緒に、まず学校に入る前に取扱い方を勉強しようという会を実は計画しようといいました。それが、年が明けたらもうすぐに岐阜大学も閉鎖になってしまって、実はなかなか連絡すら取りにくい状況になってしまいました。その後、実は岐阜大学が教えていただける内容がiOSのものでした。うちとして入ってきたのは結局Windowsだったということで、インターフェースが違うということで結局流れてしまいました。

もし、私が思うには、前に部長に話したかもしれないけれども、例えばことばの教室などのようなところで、小学校へ入る前の段階で、小学校へ行くともうタブレットが来ますよ。お母さんについても、タブレットが十分に使えるお母さんはまだ少ないと思いますので、そういう親子を呼んで、希望をする子だったり、そこに通っている子たちに少人数で教育委員会のほうからパソコンの先生、こっちからは療育の先生という形で、進学前に1年生プログラムというものの1つを安心材料にさせていただけるということというのは考えていただけませんか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員の提案というのは、非常に実践的でありますので、また担当部署のほうで検討させていただきたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひとも前向きに、そこでやることだけが全てだとは言いませんので、何かそういう、実は1年生に上がるというだけで随分混乱状態にある中に、さらにタブレットを覚えなければならぬという、苦手な子にとっては二重苦になっているわけで、親さんも親さんじゃあ私が教えられるかという教えられないというところで、とても二の足を踏んでおられましたので、先ほども申しましたように、親御さんの安心感、精神的な安定を保つためにぜひとも考えていただきたいなあということでもあります。

あともう一つは、教育長の答弁にもありましたアプリケーションソフトの充実、情報モラル、職員研修、支援体制とかという中に、ICT支援員については予算を入れていただいていたと思います。一步前進だと思います。これも以前からお願いをしていたことでもありますけれども、その中でもう一つ、一番大事なことはアプリケーションソフトの充実というところにあると思うんですね。

これも現場の先生方から聞いてきたんですけれども、アプリケーションソフトそのものもありますし、アプリケーションソフトを作るための教員を支援するソフトというものもあります。実は、電子黒板自体は全国共通ですね、タブレットも同じような形式のものを文科省から初めからこの中から選べというふうに来ています。デジタル教科書も認定されたものを使います。そうすると、先生のスキルとアプリケーションで何を使うか。この2つが、子供たちにどういかに教育を前向きに向けさせるかというのが一番大事なGIGAスクールでのポイントではないかなあというふうに思っております。

フェイスブックのグループの中で日本ICT研究会の情報グループというのがあって、そこの中では日々先生方がこんなソフトを使ったらこんないい授業ができたというのを、毎日のように全国の先生方が情報共有されているサイトがございます。そのように、アプリケーションソフトというのは、しかし、小学校ですと全部入れると何人ぐらいなんですかね今、1,000人ぐらいになるのかな、3つの小学校。中学校も入れると、1,600とか2,000人ぐらいになると思うんですけれども、全部それぞれの学年で使うにしても、ボリュームパッケージということで、やっぱり購入するに当たってはそれなりの予算が必要になってくるとは思います。教育委員会や現場の学校の先生方の御意見をよく聞いていただいて、必要なものは予算措置を取っていただけるようお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 使うのはやっぱり現場ですので、現場の声というのは非常に大事なしたいなあ。今まで割とトップダウン形式というのは多くあったんですけれども、やっぱり先生方のアイデア、そうしたものを吸い上げながら、それはやっぱり本当に子供たちにとっては

いいものになっていくんだろうなあというふうには思っています。アプリケーションソフトについても、私もいろいろ考えているんですけど、ありきたりの一本路線ではなくて、やっぱり情報を自分たちでつくったりとか、加工し直したりとか、発信させたりとか、実際に画面を投影して議論したりとか、そういった総合的といいますか、複合的といいますか、そうしたものが本当に非常に大事だと。

ただし、それがやっぱり教員にとっても使いやすく、短時間で授業の中で効率よく進めていけるというものをやはり選定していく必要があると思います。そういうものをやっぱり選ぶためには、現場の声というのを吸い上げていかなきゃいけないだろうなあというふうに思っております。先ほど町長さんがおっしゃいましたけれども、そういった声を予算化していただいて、設備というか、特にアプリケーションソフトの充実については図っていききたいなあ、そんな思いでおります。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、教育長さんが答弁されましたように、私どももまずは現場の、先生方の声を大切に、そしてまた子供たちが使いやすい、そういった環境整備に教育委員会や学校ともしっかりと相談しながら取り組んでいかなければならないと考えます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひとも、子供たちの学びを確保するという点を第一に考えて決めていっていただきたいなあ、予算もできるだけ子供に対しては十分に配備していっていただきたいというふうに考えております。

それともう一つ追加というか、随分タブレットの使い方が学校によってばらつきがある。この授業でこちらの小学校は使っておるけど、こちらは使っていないとかというのが。これは先生にスキルの差があるのか、そういう統一が教育委員会として取れていないのか、それはどういうことでそういう差が起きるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） タブレットを使用する指導計画というのは、県のほうから配付されましたけれども、まだその徹底がなされていないというのが現状でございます。始まったばかりということで、まず学校で使ってみようという段階です。

したがって、教育委員会としまして、要はどういったところで使うと効果的なのかということ、事例集といいますか、本当は授業でも45分間、50分間丸々使うのか、あるいは45分、50分の中の本当に5分だけ使うのか、いわゆるワンシーンという、その部分をやっぱり蓄積していったこの授業のこの部分で使うと、やっぱり子供たちの理解は深まるよねと。そうしたも

のを一つ活用事例集という形で作って、それを郡内の学校に配付して、足並みをそろえるじゃないですけども、実践を広げていくという考えで今進めておるところでございます。

したがいまして、ばらつきがある、これは致し方ない部分もあるかなというふうに思います。

[5番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

それこそまだ始めたばかりなので、そういうことというのは十分起こり得るのかなというふうには私も思います。先ほど、例のフェイスブックのグループの紹介をさせていただいたんですが、例えば羽島郡内のそういう教科別でも全体でもいいので、先生たちが自由に投稿できるグループのようなもので、自分が開発したものであったり、やり方なんかを自由に入れてみんななで討議できるようなものというものをウェブ上に構築するというのも一つの、今の時代に合ったやり方かなあというふうには思います。全部真ん中で集めて再配布するというよりは、自由に意見を交換できる場というのをウェブ上に作るというのも一つの、今の時代に合ったやり方かなあと思いますので、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。本日はありがとうございました。これにて一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） 続けます。

1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

ふるさと応援寄附金、ふるさと納税について質問をいたします。今回は質問というより、提案的・要望的要素も含めまして質問をさせていただきます。

皆さんも御存じのとおり、近年全国的にふるさと納税というものが定着し、各自治体の大きな収入源にもなっているのは間違いございません。我が笠松町におきましても、ここ数年減少傾向にはあったものの今年度は今までの最高ということになり、1月末時点ですが、約6,000万円ほどになっている。この要因として私が思いますのは、笠松町の返礼品数が今年度は大幅に増えていたこと。これは非常に大きな要因であると思います。その中でも、今年新たに加わった商品で1,000万円に近い依頼があった商品、そんなものもあったと聞いております。この件に関しましては、やはり職員の努力や事業所との間で前向きな意見交換、そういうものがあった結果であるのではないかなあということはずごく思っております。

また、今回は笠松町のみならず、全国的にも増えているということは聞きます。それは、コロナ禍において収入が減っているということはよく聞きますが、給付金などもあったことで、個人事業主の方をはじめ一時収入が上がった方が多かったのではないかなあ、それも要因の一つじゃないかなあとも思っております。

また、そのほかにコロナの影響でインターネットに要する時間が増え、ふるさと納税に限らずネットショッピングをする方々が多くなったこと。本来、ふるさと納税の在り方というのは、その地域・自治体を応援する名目で、個人から寄附をいただき、それに対しお礼の品を届ける、それが本来の姿ではあるんですが、現状はお礼の品ありきで寄附をしている現状があるんじゃないかなあとと思います。つまり、自治体応援というより何がもらえるのかとか、こんな商品はないかというように感じで商品探しをやっているような気がします。しかも、インターネットの普及に伴いまして、ふるさと納税の応援サイトというのも幾つか出てきておりまして、まさにインターネットショッピングをしているかのような状況になっています。

皆さんも御存じだと思いますが、笠松町はふるさと納税の制度にはほかの市町村よりはいち早く取り組んでおりました。そのせいか当初は雑誌などにも多く取り上げられておりましたが、近年他市町村に完全に置いていかれるような状況に思われます。聞いた話ですが、お隣の岐南町は今年度1億円に達する勢いであるというのをちょっと聞きました。また、全国の2019年のふるさと納税の実績を調べましたところ、2,334万件で金額にすると4,875億円の寄附が行われたと。自治体別で行きますと、返礼品のやり過ぎということで問題にもなりましたが、大阪府の泉佐野市が約184億円集めたということで、続くのが宮崎県の都城市で106億円。その後、規制は加わったというものの、2020年は総額でそれ以上の額になっているということも思います。

また、今議会で予算提示もされましたが、来年度はコロナ禍の影響もあり税収は厳しい状況になることも予想されます。その状況下で、笠松町においてもこのふるさと納税に対し取組を強化し、1億円は当然、目指すは数億円まで目標を掲げていただきたいところであります。

各ふるさと納税の応援サイトではランキングなども出ており、商品としてのランキングや自治体としてのランキング、様々な角度でランキングが出ております。その中で、自治体ランキングや自治体の取組などを見てみますと、寄附を集めているところは市町村の取組方の姿勢が違うなあということがよく分かります。逆に、寄附金で伸び悩んでいる自治体の問題点として、うちの自治体には目玉となる魅力的な返礼品がないからねとか、全国的に返礼品の目玉となっているお肉や魚介類、農産物というのが多い中、うちの自治体には農家が少ないからなんという声もよく聞きます。正直私自身もそういうふうに思っておりました。

ただ、先日岐阜県飛騨市の都竹市長がふるさと納税のことで話をされていまして、非常に参考になりましたので、ちょっとここでお伝えしたいと思うんですが、話の内容は、飛騨市は人口も企業も少ないほうであると。ですが、日本一ふるさと納税をしてよかったと思っただけの自治体を目指したいというふうに言われております。それを合い言葉に変革に乗り出されたところ、現在は市内事業者の112社が参画され、官民一体となって取り組んでおられると言われておられました。その一例も挙げられていましたので、お話ししますと、市内で鉄板工場がありまして、その社長と職員が協力をして商品の開発に取り組んだそうです。それは、キ

キャンプなどで使うバーベキュー用の鉄板を作ったそうで、それも軽くて丈夫で受け取った方が喜んでいただけるものを開発したそうです。その商品は現在、ふるさと納税で2,000万円以上の寄附を集めているそうで、鉄板工場の社長も今まで個人に対して商品を販売したことはなく、初めは戸惑っておられたそうですが、この商品が支持されたことで一番喜んだのは実は社長ではなく職員だったそうで、そのようなことも都竹市長はおっしゃられていました。日本一ふるさと納税をしてよかったとっていただける自治体になれる、そう実感されたそうで、今でも職員と事業者とで様々な商品の開発を手がけておられるそうです。

先ほど紹介した泉佐野市ですが、アマゾンの商品券を無料で配布したなんていう非常識とも思われる行為をしていたのは問題となりましたが、それは正直何とかして寄附金を伸ばしたいと必死に考えて方法やアイデアを出し合って議論を重ねて出した案だと思うんですね。望まれているものは何か、それが我が市町村にあるのかどうか、なければどうすればいいのか、その結果アマゾンの商品券を無料配布すればなんていうことにはなったんですが、私は正直すごい案を思いついたものだなあとちょっと感心したんですね。今となってはもちろん非難されることかもしれませんが、でも悔しいかな、結果寄附金は184億円を集めているわけですよ。

笠松町にも多くの事業所があつていろんなあれを出しているんですが、決して違反をしろと言っているではなく、そのぐらい必死に何とか寄附金を集めようという思いが、本当にそういう184億円なんていう数字を生み出したということは間違いのない事実なんですね。今、笠松町の中に、例えば関心のない事業所にふるさと納税に提供する商品はうちには何もないというふうに言われるところもあると思います。ふるさと納税にどんな商品が出せるのかすら知らない、そういうところが現状じゃないかなあとと思います。それをまずは知っていただくことで、大きな商品が生み出されるような気がしております。

そこで、私が提案したい1つは先ほども触れましたが、インターネットショッピングのようになっているふるさと納税の現状を考えたときに、既にインターネットショップを運営されている事業所の方々からアドバイスなどをもらうというのもいい手じゃないかなあと考えております。その事業所とは、常にネットで売れる商品を調べ研究されています。商品の提案の仕方や発送の際にすべきことなど知識は豊富だと思います。笠松町には、実はかさまつネットショップマスターズという名前で活動されている団体がありまして、ネットショップを運営している者同士が意見交換を行っている団体なんですが、その中には年間1億円以上のネットショップで売上げを上げているお店もあります。笠松町内にそんな団体もありますので、できれば事業所のことをよく知っている商工会などととも、その団体のメンバーと、また職員とで意見交換会を行ってもらい知識を深めてもらいたいです。そして、各事業所に参画してもらえようように、より働きかけをしてもらいたいです。

2つ目ですが、笠松町は昨年からは新しいふるさと納税の応援サイト、さとふるというところ

と連携を始めております。さとふるは、今までのふるさとチョイスやほかの事業サイトとはちょっと違い、受注管理や事業所への発送依頼等諸業務まで全て担ってくれる、先ほどのさとふるはそのようなことまで担ってくれるということを言っていたいでいるわけです。つまり、さとふるへ寄附金の依頼が入った場合は、職員は事務作業が軽減されるということになるわけです。ですが、現在さとふるへの商品掲載の店舗は5店舗のみだけなんです。これは何であろうということなんです、実はさとふるから説明会がありまして、それに私も参加させてもらったんですが、さとふるからは、依頼が入ったときはさとふるから直接店舗にお金が振り込まれる、そんな仕組みになっているそうなんです。その振り込む際の手数料なんですけれど、それは毎月取られるそうで、月に1回しか依頼がなかった際でもその手数料は負担しなくてはいけないという仕組みになっているんですね。それとか、受注が入ったときの配送の依頼等は、メールとか専門のシステム等で処理をするらしく、その作業も慣れていない店舗にはちょっと負担であるのかなあということも思いました。

ただ、さとふるを利用すれば職員の作業時間は軽減できますので、その空いた時間で事業所との取組時間に充てたりとか、研究する時間等にも充てられるのではないかなあということを思います。強いては、寄附金が増えることにつながるとは思いますので、ぜひ事業所が負担と思われる部分を町として補ってもらって、できれば全ての事業所がさとふるへ掲載できるようにしてほしいなあというふうに思っております。

3つ目として、ふるさと応援寄附金には少し違った方法もあるということをちょっと紹介したいと思います。

それは、寄附に対して商品をお届けする、それがさとふるさと納税のやり方だと思っているんですが、地域によっては地域の活動とか取組、商品じゃなくて、活動とか取組に対して寄附をいただく、ガバメントクラウドファンディングという方法らしいんですが、そういう取組次第では商品のない自治体でも多額の寄附を集めている、そんな現状も実はあるんです。このやり方は、多くのさとふるさと納税の応援サイトでも手がけているようですから、聞いてもらえれば多分教えてもらえるとは思いますが、すごい興味深い商法だなあということは思いました。

その中の1例をちょっと上げさせてもらいます。例えば、広島県にある神石高原町というところがあるんですが、その事例をちょっと紹介したいんですが、この町では犬の殺処分をゼロにしようという目標を掲げて活動をされているそうで、広島県は実は2011年に犬猫の殺処分数が全国のワーストワンになったそうです。この神石高原町では、ピースワンコ・ジャパンというものを2016年に立ち上げまして、殺処分ゼロを達成するという挑戦を始められたんだそうです。この町の施設には、今約2,800頭の保護犬たちが暮らしておるそうで、全国から殺処分ゼロへの挑戦というものに共感するスタッフたちが集まって、365日飼育とトレーニングを続けられているそうです。ここの町からは、これだけの規模の保護活動は全国的にも例がなく、

現場は苦闘の連続ですが、私たちは日本から殺処分という制度がなくなるまで広島から命を守る活動を続けていきたいと思っております。そのために、多くの皆様の支援をお願いしますということで、このふるさと納税に出されているということで寄附金を募ったんですが、その事業に対して現在何と4億円の寄附が集まっているという現状があるそうです。

このように、単にふるさと納税と言いましても、まだまだ活動の余地も残しておると思いますが、笠松町でもぜひ取組を強化してもらいたいと思っております。既に、取組を共有しているふるさとチョイスほか、サイト運営に相談するだけでも取組の事例を紹介してもらえればならず、アドバイスももらえると思っております。

今回、この提案は、ふるさと納税寄附金を何とか伸ばすために頑張ってもらいたい、その一心で行うわけですので、商工会及びネットショップ事業者との意見交換を行ってほしい。その上で、現事業所との取組方も含め、いま一度意見を共有し合って、官民一体となって盛り上げてほしい。2つ目として、さとふるを全面的に利用してもらえるように事業者が取り組みやすい方法を見いだしてもらい、事業所の負担と職員の負担を軽減してほしい。3つ目として、事業所からの商品提案、商品開発を官民一体となって取り組んでほしい。4つ目として、商品開発だけでなく事業に対しての応援寄附金制度もあることから、広い視野で取組内容を精査してほしいと思っております。

昨年もコロナによる個人事業主の給付金が行われましたが、今年も飲食店への給付金も行われておりますし、給付金が増税の要因にもなっているとすれば、今年ふるさと納税も多くなると予想されます。早急に検討していただいて、来年度はぜひ1億円の大台をクリアしてもらいたいと思っております。お願いと期待を持ちまして、私の質問にさせていただきます。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、2時50分まで休憩します。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時50分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

間宮議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 間宮議員さんからふるさと納税に関して、提案と質問をいただきまして、それに対してお答えさせていただきたいと思っております。

ふるさと納税は、寄附者のふるさとや全国各地の地域を応援したいとの思いを実現し、寄附を受けた自治体にとってもその思いに応えた施策の展開を可能にする制度であり、平成20年度から全国で始まり、当町でも同年からかさまつ応援寄附金として取り組んでまいりました。本

事業におけるお礼の品の送付は、笠松町の魅力を全国に発信できる格好の機会であるとともに、慢性的に厳しい笠松町の財政状況にあつて、非常に貴重な歳入源だと考えております。

議員から様々な御提案をいただきましたが、私も同じ思いで、町長就任以来、新規返礼品の開発及び新規事業者の開拓に力を入れ、商工会とともに町内事業者に積極的な働きかけを行ってきたほか、昨年度は若手職員によるタスクチームを組織し、若い感性を生かして新たな商品の企画・立案にも取組、今年度は新規5事業者の御協力が得られたことに加え、80を超える新規返礼品がラインナップに加わり、2月末時点での寄附額は6,000万円を超え過去最高額となったところでございます。今後も町内事業者に対して、ふるさと納税事業に取り組みやすいよう他市町で成功している商品やサービスなどの紹介、返礼品として妥当な地場産品の基準の説明、導入に係るアイテムの詳細や送付などの運用方法、ホームページ掲載の注意点、事務処理の相談など、きめ細かな働きかけを継続してまいります。

また、より宣言効果の高いさとふるへの掲載につきましては、丁寧なサポートを行い、掲載事業者の増加を図ってまいりたいと考えております。しかしながら、さとふると納税事業への参画は最終的には事業者の経営判断となるため、当制度について御理解をいただき、多くの事業者の新規参入、商品開発への御協力に期待を寄せるところではございます。現在、菓子工業組合とともに、新規返礼品を見据えた新たな製品開発を進めておりますが、今後も商工会などと連携し、議員御提案のネットショップ団体などとも意見交換をし、民間のノウハウを取り入れることによりさとふると納税の取組を強化し、全国の寄附者の方々に寄附先として笠松町を選んでいただけるよう努めてまいります。そのためには、笠松町の知名度を向上、イメージアップが重要であり、他市町との差別化を図ったブランド化を目指してまいりたいと考えております。

そのほか、御提案のガバメントクラウドファンディングにつきましては、寄附者の方々の共感が得られ、支援したいと思っただけのような事業の立案がその成功には必要不可欠であり、現在笠松中学校の特別支援学級の活動支援につながるクラウドファンディングを取り入れた事業展開について検討を進めているところであり、この取組を皮切りに、今後笠松らしさがあふれる魅力ある事業を展開してまいりたいと考えております。以上であります。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） 非常に前向きな御答弁ありがとうございました。

ますますこの笠松に寄附が集まると思つて、今すごくうれしく思つておりますが、まずこのさとふると納税の一つ在り方の中で、正直私もちょっと心配を一つしているところはあるんですが、実は去年から笠松町民は笠松町へさとふると納税はできないということになりましたよね。それまでは、もちろんさとふると納税をするということは、笠松町民がさとふると納税をされれば、その人からの税収というのはなくなってしまうわけ、少なくなるわけですから、本音を言うと

笠松町民には他市町へしてほしくないというのが本音ではあるのですが、まあまあそこまではしようがないにせよ、ただそれ以上に笠松町に寄附金が集まるのであれば、それはいいのかなあと思うんですが、いわゆる入りと出というところですね。特に去年ぐらいから、それが笠松町にできなくなってしまっている現状があるので、厳しい状況になりつつあるんじゃないかなあと思うんですが、もしその辺の数字的なことも分かれば教えてもらいたいんですが。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、お答えをさせていただきます。

かさまつ応援寄附金の寄附額と笠松町民の方が町外へ寄附をされた寄附控除の額の関係でございますが、まず直近で申し上げますと、令和元年度のかさまつ応援寄附金の寄附額が約2,280万円ほどございました。それに対しまして、笠松町以外へ寄附をされた方の控除額というのが2,990万ほどということで、700万円ほど町外への寄附者の方が多かったということでございますが、実は過去から見てみますと、平成20年にこのふるさと納税、かさまつ応援寄附金が始まりましたして、平成30年までの10年間につきましてはかさまつ応援寄附金のほうが多い額であったという状況でございます。もちろん平成20年から令和元年度までのトータルといたしましても、約1億3,000万ほどはかさまつ応援寄附金のほうが多いという状況でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

今の数字を聞いて少しはほっとしているところはございますが、ただやはり先ほども申しましたとおり、制度が少しずつ変わってきているということもありますので、ただ少なくなるからということじゃなく、それ以上に寄附金が集まるということを念頭に置いてやっていただければもっともっと集まる要素にもなるとは思っております。

もう一つ、先ほど言った中にもあったんですが、実際さとふるなんかもそうなんですが、ほかのところも今後変わってくるのではないかという懸念の中が、いわゆるメールとか、そのシステムを使ったやり方というところが多くなるような気がするんですね。ただ、事業所においては、今ありがたいことに封筒であり、そういうアナログと言っちゃあなんですが、そういうもので送ってきていただいてそれに対して作業をするというような形を取っているのが、メールやシステムやインターネット、パソコンにたけていない方でもやれるようにはなっているとは思いますが、いかんせん私の知っている中でも結構、そういうことだったらやれるけど、メールとかそんなのでやられたら、もうわしのところでは無理やわみたいなところを言われるような人も耳にしたりするんですね。なので、そういう人への何か策というか、アドバイスとか、そういうことをもしお考えであったりとか、今もしされているようなことがあれば教

えてほしいと思うんですが、というのも、ごめんなさい、長くなって申し訳ないんですが、先ほど言ったネットショップの方々はやはりその辺がすごく強いんですね。

もう一つは、発送するときにすごく気を遣っておられるというのも聞きます。ちょっと長くなって申し訳ないんですけど、ある本当に頑張っておられる事業所の社長に聞いたときに、何でそんなに増えたの、何でそんなに売上げが上がったのということを聞くと、特別なことは何もやっていないと言うんです。ただ、やったことは気持ちいい配送、手に取ってもらったときにすごくきちっと包装されているなあ、ここのお店だったら次も買いたくなるなああと、そう思ってもらえるためだけには気を配っているということ、売上げを上げている社長は皆さん言われるんです。そういうところも、いわゆるふるさと納税の発送されているお店に対して配送の仕方や、システムが導入されるならそういうものの構築の仕方やそういうものに対してアドバイス等をされているのかどうかお聞きしたいです。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

まず、さとふる等新しい業務を始めようとしたときに、間宮議員さんも出ていただきましたけど、業者からの説明をさせていただきましたり、あと担当職員のほうが個別に対応させていただきましたり、いろんなサポート、例えば登録とか写真の撮影とか、なかなか難しい部分もございまして、立ち上げのときまでに関しましては職員のほうがサポートをさせていたっている状況でございます。ただ、その後のいろんな伝票のやり取りとか、パソコンができないというところにつきましては、先ほど町長が申しましたように、やはり事業者の経営判断というところもございまして、あとこのふるさと納税に返礼品として参加できる企業ばかりではございません。できないところの企業もありますので、その差というのもございまして、町としてはサポートというところで進めているところでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

今のコメントをいただきまして本当に安心しました。逆に、来年はきっと1億円超えるんじゃないかというふうに私も思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。これで質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

4番 尾関俊治議員。

○4番（尾関俊治君） 議長の許しを得ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

今回は、中学校の教科書改訂の全容についての質問をさせていただきます。

まず、中学校学習指導要領改訂の背景についての話をさせていただきます。

社会のグローバル化や人工知能（A I）などの技術革新が急速に進み、予想困難な時代になることが予測されます。そこで、子供たちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく力、つまり生きる力が求められています。子供たちがそのような生きる力を育むために、10年ぶりに学習指導要領が改訂されました。今回の改訂で目立った特徴として、小学校中学年から外国語教育が導入され、英語教育全体が大きく変化するなど、社会の変化に対応した学びが取り入れられています。

次に、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む改革についての話をさせていただきます。

新学習指導要領では、生徒が身につけるべき資質・能力が3つの柱として設定され、全教科でこれらの柱に沿った目標が立てられました。資質・能力の3つの柱とは、1. 生きて働く知識・技能の習得、2. 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、3. 学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等を徐々に養い育てるの3つです。また、教科等における学習の成果を、何を知っているかだけにとどまらず、何ができるようになるかにまで発展させることを目指しています。

なお、中学校の学習指導要領改訂のスケジュールとしましては、小学校よりも1年遅れで進んでいます。2020年度から一部先行実施が始まっており、2021年度から全面実施となります。教科書は2019年度に検定を終え、2020年度は採択の時期で、新しい教科書の使用開始は2021年度からです。

そこで、1つ目の質問ですが、中学校新学習指導要領の変更点を詳細にお聞かせください。

続きまして、2つ目の質問の前に、各教科について少し話をさせていただきます。

まず、英語についてです。

英語の教育改革の流れとして目指すのは使える英語で、英語4技能、聞く・話す・読む・書く重視の方向に変更はありません。そして、話す・書くについての課題が特に大きいことが明らかになっております。また、小学校から大学入試まで大きな変化が起こっており、周知のとおり、高校卒業時の英語力を向上させるため、教育改革が進行しています。英語4技能をバランスよく育成・評価し、生徒に使える英語を習得させるための改革です。

次に、国語についてです。

国語で学ぶことは、言葉とそれを通して得られる正しい理解と表現の仕方です。言葉が知識習得や思考の手段であり、全ての学習の基盤となるという認識に基づき、語彙や情報の扱い方の学びについて従来の学習指導要領以上に具体的な内容が示されたことが今回のポイントです。

次に、数学についてです。

学習指導要領では、学習内容の理解と習熟に加え、数学の学びで身につけた視点や対処法をこれらの学習や生活に生かしていくことができるよう指導を進めることが求められます。数学では、数学的な見方や考え方を通して資質・能力を育むことを目標としています。

次に、理科についてです。

OECDの学習到達度調査で、日本の子供たちは科学的リテラシーが高い反面、理科を学ぶことに対する関心・意欲が低いという結果が出たことから、学習指導要領においては理科の面白さや楽しさを感じられる学びの在り方が追求されてきました。探求の過程を通じて課題を解決したり、新たな課題を発見する経験をできるだけ重ねる方針で新しい教科書が作られています。

最後に、社会についてです。

2020年度の中1は、既に地理と歴史の教科書が配付されているため、2021年度は従来の教科書を使い、新学習指導要領に対応していない内容は補助教材で学びます。全体的に学習内容が緻密に規定され、中でも思考力・判断力・表現力の学びに重要な役割が与えられています。

そこで、2つ目の質問ですが、各教科の教科書の変更点を詳細にお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員の質問に対する答弁を求めます。

野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 尾関議員の1点目の御質問、中学校新学習指導要領の変更点の詳細についてお答えをします。

今回の学習指導要領改訂は、平成28年12月21日に示された中央教育審議会答申を踏まえ改訂が行われ、中学校においては令和3年4月より全面実施となります。

改訂の中身は大きく5点ございます。

1点目、改訂の基本的な考え方について、2点目、育成を目指す資質・能力の明確化について、3点目、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進について、4点目、学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進について、5点目、教育内容の主な改善事項についてでございます。以上、5点について詳しく説明を申し上げます。

まず1点目、改訂の基本的な考え方について次の3点です。

アとして、教育基本法や学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来を切り開く資質・能力を一層確実に育成する。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する社会に開かれた教育課程を重視する。

2点目、知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するこれまでの学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の資質をさらに高め、確かな学力を育成する。

ウとして、先行して行われている特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により豊かな心や健やかな体を育成するとしています。

2つ目、育成を目指す資質・能力の明確化についてです。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる生きる力を子供たちに育むために、何のために学ぶのかという学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出しているよう、全ての教科等で育成を目指す資質・能力を知識及び技能、思考力・判断力・表現力等学びに向かう力、人間性等の3つの柱で整理されております。

次に、3つ目、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進についてです。

この主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の推進は、学習内容を深く理解し資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることを目指しています。特に深い学びの視点に関して鍵となるのが、各教科の見方・考え方です。各教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である見方・考え方を習得・活用・探求という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い学びにつなげることを目指しています。

4つ目、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進についてです。

各学校における教育活動の質の向上を図るためには、教育課程に基づき組織的かつ計画的な学校の取組となるカリキュラム・マネジメントが重要となります。その1つが、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てることです。例えば、環境に関する教育においては、社会科や理科だけでなく、技術・家庭科、保健体育科においても関連する学習内容があります。したがって、各教科の環境に関する学習内容を横断的な視点で捉え、何ができるようになるかという資質・能力の育成を図っていくことが求められています。

5つ目、教育内容の主な改善事項です。

言語活動の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などについて、その特質に応じて内容やその取扱いの充実が図られています。

以上のことから、今回の改訂のポイントを簡潔に申し上げますと、学力論の基礎が内容中心から資質・能力に整理されたこと、何を学ぶかだけでなくそれを通して何ができるようになるのか、またそのためにどのように学ぶかという思考の巡らせ方が取り上げられたこととございます。

続いて、2点目の御質問、各教科の教科書の改善点を詳細については、尾関議員から御質問いただきました5教科について、国語・社会・数学・理科・英語の順にお答えします。なお、変更点については、1つ目、学習内容の改善や充実について、2つ目、授業改善に関する点について、3つ目、教科書の体裁や工夫されている点についての3点から主なものを御説明させていただきます。

初めに、国語です。

1つ目、学習内容において改善や充実した内容の主なものを2点お示しします。

情報の扱い方に関する事項を新設し、情報と情報の関係と情報の整理の2つの系統に整理さ

れています。

2点目として、伝統的な言語文化、言語の由来や変化、書写、読書に関する指導事項を我が国の言語文化に関する指導事項として整理し、その内容の改善が図られました。

2点目、授業改善に関する視点での変更点では、1つ目、各教科に示されている目標がより具体的になり、具体的な視点で見たり考えたりし、自分の考えを持つための目標が明記されています。例えば、3年生の「故郷」という教材では、以前の教科書では学習や登場人物の構成を考えるとありましたが、新しい教科書には小説を批評すると変更され、批評の観点の例や批判的に読むにはなどが図などを使って示されています。また、情報、読書活動に関わる教材が増加しております。例えば、3年生の教科書には、情報の信頼性、具体化・抽象化・実用的な文章を読もう、報道文を比較して読もう、読書を楽しむ、「私の一冊」を探しに行こうなどの教材が追加され、内容の充実が図られています。

3点目、教科書の体裁や工夫されている点につきましては、例えば書くことに関わる教材において図表や写真など目的に応じた多様な素材を活用する、文字の大きさや太さ、配列、色、書体の効果を考えて書くことが取り上げられ、文書作成ソフトを使用して文書を作成する際に工夫するとよいと思われる事項が示されています。

次に、社会です。

1点目、学習内容に応じて改善や充実した内容の主なものを3点お示しします。

地理的分野において防災・安全教育に関して空間情報に基づく危険の予測に関する指導が充実しております。具体的には、新教科書151ページから155ページ、調査するにおいて、地震を例にした地域調査の方法を取り上げています。また、166ページではもっと地理、震災から命を守ると題して防災教育が取り上げられています。

歴史的分野においては、我が国の歴史的事象に間接的に影響を与えた世界の歴史の学習について充実が図られています。また、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどの働きを取り上げる改善が図られています。

公民的分野においては、防災情報の発信・活用に関する指導の充実が図られています。また、情報化など知識基盤社会化による産業や社会の構造的な変化やその中での起業に関する扱いの充実が図られています。また、選挙権年齢引下げに伴う政治参加等に関する主権者教育の指導の充実が図られています。

2点目、授業改善に関する視点での変更点では、見る・考える視点、読み取る視点が示されています。また、説明したり話し合ったりする教科書の構成になっています。具体的には、何々から考えましょう、何々を読み取りましょう、何々を説明しましょう、何々をグループで話し合しましょうなどと記されています。

教科書の体裁や工夫されている点については、2次元コードをタブレットパソコン等で読み

取って、動画やシミュレーションを見ることができるようになっております。

次に、数学です。

学習内容において改善や充実した内容の主なものを2点お示しします。

1点目、統計的な内容が充実されています。例えば、2年生で新たに四分位範囲や箱ひげ図を扱うこととし、収集したデータから次の情報を縮約することによって大量のデータや複数の集団の比較が可能となるよう構成されています。また、確率の学習を第1学年から第3学年で段階的に扱い、理解を深めていくような構成となっております。

授業改善に関する視点の変更点では、主体的に学習に取り組もうという気持ちを引き出すことや自分の考えを交流する活動を取り入れ、対話的に学習するために全章に導入の活動が新設されています。例えば、式と計算（12ページ）の学習では、体育大会に向けてトラック競技のスタートラインの位置を考える活動が設定されています。また、活動・探求の問題学習として、身の回りにある数学に目を向ける問題が位置づけられています。例えば、1次関数の学習において、玄関の電球を買い換える際、値段・耐久時間・1時間当たりの電気代を基に蛍光灯とLED電球のどちらを買うかを考える問題（96ページ）が設定されています。

教科書の体裁や工夫されている点については、教科書に目当てとか判断しようなどの言葉が記され、教科書に沿って分かりやすく学習を進めることができるようになっています。また、単元ごとにページの一部が色分けされ、単元名が分かりやすくなっております。

次に、理科です。

学習内容において改善や充実の内容の主なものを2点お示しします。

第1分野においては、第3学年に加えて第2学年においても、放射線に関する内容を取り扱うことになっています。第2分野においては、全学年で自然災害に関する内容を扱うこと、また第1学年においては生物の分類の仕方に関する内容を扱うことになっています。

授業改善に関する視点の変更点では、教科書の流れを追うことで、無理なく探求的な学習を進めることができる教科書の構成になっております。

教科書の体裁や工夫されている点につきましては、教科書のサイズがA4サイズからスリム化されています。また、2次元コードをタブレットパソコン等で読み取って動画やシミュレーションを見たり、関連した他教科の内容を見たりすることができるようになっています。

次に、英語です、最後です。

学習内容において改善や充実した内容の主なものを3点お示しします。

1点目、互いの考えや気持ちなどを伝え合う対話的な言語活動を一層重視する観点から、話すこと（やり取り）の領域を設定するとともに、言語の使用場面や言語の働きを適切に取り上げ、語・文法事項・言語材料と言語活動等を効果的に関連づけて指導することなど改善・充実が図られています。

2点目、また取り扱う語数について、小学校で学習する600から700語に加え、現行の1,200語程度の語から5つの領域、聞く・読む・書く・話す、話すの中でもやり取り、そして発表。別の目標を達成するための言語活動に必要な1,600から1,800語程度の語に改訂されています。また、さらに文、文構造及び文法事項について表現をより適切で、より豊かにするなどの目的で、感嘆文のうち基本的なものや現在完了進行形など数項目が追加されております。

授業改善に関する視点での変更点では、単元の導入時にプレビューが位置づけられています。これによって、学習の見通しを持つとともにコミュニケーションの目的や場面、状況などを確認することができるようになっていきます。また、単元の終末に位置づけられているユニットアクティビティでは、統合として話す・書く活動を中心に取ったり、読む活動を中心に取ったりしています。さらに、単元の後半では、読む活動が中心となる部分では全体とし読む分量が1.5倍ほど増えています。

教科書の体裁や工夫されている点については、まず英語は教科書が「NEW CROWN English Series」(三省堂)から、「NEW HORIZON English Course」(東京書籍)に変わりました。教科書のサイズはA B版からA 4版とやや大型化されております。また、読みやすさを重視しており、主に日本語の表記でユニバーサルデザインフォントが採用されています。さらに、2次元コードをタブレットパソコン等で読み取って、新出語句と本文の音声を聞くことができるようになっていきます。プレビューの対話では、動画を見たりすることもできるようになっています。

全てではございませんが、取りあえずまとめました。以上で終わります。

[4番議員挙手]

○議長(伏屋隆男君) 尾関議員。

○4番(尾関俊治君) 本当に丁寧な答弁ありがとうございました。

あと、数点再質問のほうをさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、新中学1年生の教科書というのは、小学校英語習得が前提になっております。新中学1年生の新しい教科書では、小学英語で扱われた600から700個の基本単語習得が前提です。このことに対して、今の小学6年生に今までどのように対応されたのか、またこれからどのように対応していくのかをお聞かせください。

○議長(伏屋隆男君) 野原教育長。

○教育長(野原弘康君) 現在の小学校6年生の英語教育に関しまして、この子たちが小学校4年生の段階では小学校の外国語活動教材「Let's Try! 2」というのがございまして、年間15時間程度学習しております。小学校5年生では「We Can! 1」を使用して年間50時間ほど学習しております。そして、今年度は教科書「NEW HORIZON Elementary 6」を使いまして年間70時間程度の授業を実施しております。特に小学校では、音とつづりを関連づけて

指導する学習が含まれてはならず、大事にしているのは、例えば食べ物やスポーツなどの単語など身近な単語一つを通して学習するのではなく、絵カードなんかを通して音と意味を結びつける学習が基本となっているということでございます。

現在、こうした学習を移行期間中の5年生では、新学習指導要領に対応している小学校学習外国語教材「We Can! 1」で学習し、本年度は前年実施となった教科書で学習をしているところでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。よく分かりました。

次ですけれども、今回の教科書改訂で最も大きな影響を受けるのは新中学3年生です。この学年というのは、中学3年生の段階で新しい教科書の授業を1年間受ただけで、新学習指導要領にのっとった高校入試を迎えることになります。このことに対して、今の中学2年生に今までどのように対応されたのか、またこれからどのように対応されていくのかをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 新中学3年生のこれまでの対応についてとこれからということで、新しい学習指導要領は平成29年3月31日に改訂され、中学校では令和3年度から全面実施に向け移行措置が取られております。移行措置が取られた教科は、国語・社会・数学・理科・保健体育で新しい学習指導要領を踏まえた措置が行われております。現在の中学2年生は、中学1年生からこの移行措置に基づいて学習が進められており、なお現行の教科書では対応できない内容がありましたものについては、文部科学省より配付された補助教材にて学習を進めております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

恐らく数学の補助教材というのは、累積度数、四分位範囲、箱ひげ図、反例などだと思うんですけど、理科の補助教材というのは恐らく金属のイオンへのなりやすさの比較、比較の実験と高校化学では定番のダニエル電池などと思っております。

次ですが、2021年度から新しくなる中学の教科書情報というのは、単に学習指導要領の変化だけでなく、いよいよ本格化する大学入試改革、高校入試の変化、さらに英語教育改革などと同時に発信することが不可欠です。とりわけ、2021年度の新中3年生や新中1生はいまだかつてない教育環境の激変にさらされる学年であることを生徒や保護者に明確に伝える必要があると思います。ウイズコロナの今だからこそ、教育情報発信の価値が高まっているのではないで

しょうか。

そこで質問ですが、このことに対して保護者に今までどのように情報発信されたのか、またこれからどのように情報が発信されていくのかをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 今まで保護者の方への周知としましては、文部科学省のほうからリーフレットが出されておりましたので、そのリーフレットを配付するとか、あるいは学校によって、ちょっとごめんなさい、私は笠松中学校がどうであったかということは把握ができておりませんが、特に学年集会、学年のPTAの折に、学習指導要領がこう変わったというような御説明を恐らくされていると思いますが、そういったところで周知をしていたということ把握はしております。

今後、周知についてもやはり今、文部科学省のホームページを見て、非常に分かりやすいページになっておりますので、そうした辺りで学習指導要領がどんな目的で改訂されたのか、どんなところが変わったのかということが非常に分かりやすくなっておりますので、そうしたものを閲覧していただくことであるとか、そこで分かりにくいことについてはやはりPTA等の総会、あるいは学年のPTAの中で説明させていただこうと思っています。

ただ、考え方ですけれども、大学入試は今年共通テストがありまして変わってきました。そして、高校入試も変わっていくだろうし、英語の改革もなされますけれども、改革がなされるから学校の授業が変わるかということそうじゃないと思うんですね。本末転倒だと思っているんですね。将来、どういふSociety5.0の中で子供たちが生きていく、そのためにどういふ力が必要なのかと、その力をつけるために学校教育がこうあるべきだと、それをやはり大学入試、高校入試も踏まえて変えていくというような考え方をし、要は学習指導要領の改訂というのをまず基本に、そして学校教育がどうあるべきかということで、そこをやっぱりきちんと大事にして進めていくべきだというふうに思っております。入試ありきで学校教育が変わるといふのは、私はそうは思っておりません。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

このしっかりした情報発信のほうをよろしく願いいたします。

最後になりますが、中学生の学年末テストについてですけれども、今回中1の社会と中2の数学と理科の平均点が40点台でした。恐らくこれというのは、教科書が改訂されることとか、入試問題に対応した問題を意識しているなど、いろいろな理由があると思うんですけれども、やはり難し過ぎると勉強をしっかりした生徒でもなかなか点数を取ることが難しく、モチベーションが下がってしまうということがあります。平均点を予測するのは本当に難しいんですけ

れども、せめて50点台から60点くらいの問題にしていただけると、これは勉強した生徒が報われるという結果が出ると思います。そのことに関しての考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） すみません、具体的な平均点を私は把握をしておりませんでしたので、大変申し訳ございません。基本的に中学校のテストということで、大体目指すのは60点というのを大体平均になるようにということで作成はしているというふうに思っておりますが、教員の教材分析の不足なのか、あるいは授業の在り方に問題があったのか、ちょっとその辺のことについてはこの結果から分析をして改めていきたいというふうに思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

これに関しては、先生方もいろいろ苦勞されているということは重々分かっておるんですけども、来年度から教科書も変わるということで、やはり勉強した生徒が点数が取れてうれいと感じられるようなテストだと私はうれしく思いますので、よろしく願いいたします。

新しい教科書というのは、全教科でページ数が増加傾向、英語は質量ともにボリュームアップして丁寧なステップアップで何を学び、何ができるか、何をできるようになるかが明確になり、教科や学年を超えた様々なつながりを示し、円滑な学びを構築します。また、学校や家庭での場面設定やSDGsなどのテーマで学びを実社会につなげたり、ウェブコンテンツが充実して学びが教科書だけに帰結しなくて、資質・能力の3つの柱をバランスよく育むことを目的とした工程になっております。この新しい教科書を最大限生かしていただいて、授業をして生徒と向き合っていただければと思っております。そして、これからもさらに生徒の学習への興味と関心を高めていただき、学力向上にまでつなげていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） これをもって一般質問を終結いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時35分